

# 鎌倉市高齢者保健福祉計画

(平成 27 年度～平成 29 年度)



平成 27 年 3 月  
鎌 倉 市

## はじめに



日本人の平均寿命が男女とも 80 歳を超えるなど世界でも類をみないスピードで高齢化が進展しています。本市においても、平成 27 年度には高齢化率が 30%を超えると推計しており、こうした状況の中、団塊の世代が 75 歳以上となり、後期高齢者が大きく増える平成 37 年（2025 年）を見ずえた高齢者計画の策定が必要となります。

高齢者が、可能な限り住みなれた鎌倉で、その人らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護、福祉が一体的に支援・サービスを提供するための体制構築が喫緊の課題となっています。

さらに、高齢者自身が地域社会の一員として、長年培われた経験や知識を活かし、役割をもって支え合える仕組みづくりも必要だと考えます。

一方で、現在 65 歳以上の高齢者の 4 人に 1 人が、認知症あるいはその予備群とされています。この数は、今後もさらに増えていくことが予想されており、認知症の方の意思を尊重し、寄り添いながら、ともに地域で生活し続けることができるようなまちづくりも求められています。

今回策定しました鎌倉市高齢者保健福祉計画（平成 27 年度～平成 29 年度）においては、こうした状況を踏まえ、平成 29 年度までの 3 年間に積極的に取り組むべき施策として「地域包括ケアシステムの構築」と「認知症施策の推進」を、重点施策に掲げました。

長寿を喜び、住みなれたまちで高齢者が生きがいややりがいをもって元気に暮らし続けるために、ともに支え合う地域づくりを目指し、本計画の推進に最大限の努力をしてまいります。

今後とも市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定に際しましては、ご尽力いただきました鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会の皆様、アンケート調査やパブリックコメントにご協力いただきました多くの市民の皆様に、心から厚くお礼申し上げます。

平成 27 年 3 月

鎌倉市長

松尾 崇

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>高齢者保健福祉計画の策定にあたって</b>	
1	計画策定の背景	1
2	計画のねらい	1
3	計画の位置づけ	2
4	計画の期間	2
5	アンケート調査の実施	3
<b>第2章</b>	<b>高齢者を取り巻く状況</b>	
1	高齢者数の将来推計	4
2	要支援・要介護認定者数の推計	5
3	地域別の人口と要支援・要介護認定者数	6
<b>第3章</b>	<b>計画の基本目標と基本方針</b>	
1	計画の基本目標	7
2	計画の基本方針	7
3	高齢者保健福祉計画の体系	8
	(1) 基本方針1 いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進	10
	(2) 基本方針2 生きがいでづくりと社会参加の推進	12
	(3) 基本方針3 健康づくりと介護予防の推進	14
	(4) 基本方針4 住みなれた地域や家で生活できる環境の整備	18
	(5) 基本方針5 介護保険サービスの適切な提供体制の充実	20
4	計画の重点施策	22
	・重点施策1 地域包括ケアシステムの構築	22
	・重点施策2 認知症施策の推進	24
<b>第4章</b>	<b>主要施策の推進について</b>	
	基本方針別の施策の展開	25
<b>第1節</b>	<b>基本方針1 いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進</b>	
1-1	地域包括ケアシステムの構築	25
	(1) 地域ケア体制の充実	25
	(2) 地域包括支援センターの機能の強化	26
	(3) NPO・ボランティア団体との協働・連携	27
	(4) 地域での支え合い活動の推進	28
	(5) 見守り体制の充実	28
1-2	認知症施策の推進	29
	(1) 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築	29
	(2) 認知症本人とその家族への支援の充実	29
1-3	高齢者の尊厳を守る取組の推進	30
	(1) 高齢者虐待防止ネットワークの構築	30
	(2) 権利擁護の取組	31
	(3) 福祉教育の推進	31
1-4	在宅生活支援サービスの充実	32
	(1) 高齢者の在宅生活の支援	32
	(2) 介護者への支援	32
1-5	医療と介護・福祉の連携の強化	33
	(1) 在宅医療と介護・福祉の連携の推進	33
<b>第2節</b>	<b>基本方針2 生きがいでづくりと社会参加の推進</b>	
2-1	生きがいでづくりへの支援	34
	(1) シルバー人材センターを活用した就労機会の充実	34
	(2) 生涯学習の推進	34
	(3) いきいき事業の推進	35
2-2	社会参加・社会貢献活動への支援	35
	(1) 老人クラブの充実	35
	(2) 地域活動団体への支援	36

	(3) 世代間交流の促進	37
2-3	地域活動の拠点づくりの推進	37
	(1) 老人福祉センターの充実	37
<b>第3節</b>	<b>基本方針3 健康づくりと介護予防の推進</b>	
3-1	健康づくり事業の推進	39
	(1) 健康に関する普及啓発	39
	(2) 生活習慣病予防と疾病の早期発見	39
3-2	新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進	40
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進	40
	(2) 一般介護予防事業の推進	40
<b>第4節</b>	<b>基本方針4 住みなれた地域や家で生活できる環境の整備</b>	
4-1	安心して暮らせる生活環境の確保	41
	(1) 高齢者向け住宅の整備	41
	(2) 介護保険施設等の整備	41
	(3) その他の施設サービス	42
4-2	高齢者にやさしいまちづくりの推進	42
	(1) 買い物支援サービス等の情報提供	42
	(2) 移動サービスの充実	43
4-3	防犯・防災体制の整備	44
	(1) 消費者相談の充実	44
	(2) 災害時における支援体制の充実	44
	(3) 防犯情報の提供等	44
<b>第5節</b>	<b>基本方針5 介護保険サービスの適切な提供体制の充実</b>	
5-1	介護保険給付サービスの充実	45
	(1) 介護（予防）サービスの充実	45
	(2) 地域密着型サービスの充実	46
5-2	介護保険制度の適切な運営の確保	47
	(1) 介護保険サービスの質の確保と人材養成	47
	(2) 介護給付適正化の推進	48
<b>第5章</b>	<b>介護保険制度の状況</b>	
1	サービス基盤整備のために	49
2	介護保険サービス利用者数等の状況	51
3	介護保険事業量の見込み	53
	(1) 介護予防サービス事業量の見込み	53
	(2) 介護給付サービス事業量の見込み	54
4	介護保険給付費の見込み	55
	(1) 介護予防給付費の見込み	55
	(2) 介護給付費の見込み	56
	(3) その他給付費等の見込み	57
	(4) 地域支援事業費用額の見込み	57
	(5) 介護保険第1号被保険者の保険料	57
	計画策定のための体制と進行管理	60
1	計画策定のための体制	60
2	計画の進行管理	62
	用語集	63

# 第1章 高齢者保健福祉計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

鎌倉市では、65歳以上の高齢者人口が平成26年9月末現在52,595人で、全人口(177,765人)に占める割合は、29.6%となり、超高齢社会となっています。

要支援・要介護認定者数は、平成26年9月末現在9,869人で、介護保険制度が発足した平成12年9月末の3,314人に比べると約3倍になっています。

また、「団塊の世代」といわれる人たちが75歳に到達する平成37年(2025年)に向けて、後期高齢者人口も増加していくと推計されおり、認知症\*施策、医療と介護の連携、生活支援サービスの充実など、地域包括ケアシステムの実現に向けて必要な取組をより一層推進していく必要があります。

このような状況も踏まえ、平成26年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号)が制定され、その中で介護保険制度が改正されることになりました。

制度改正の柱として、在宅による介護を充実させるための「地域包括ケアシステム」の構築や、要介護状態の悪化を予防するための「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の実施などが、市区町村に求められています。

地域包括ケアシステムの構築については、平成24年度から平成26年度を計画期間とする前計画においてすでに取組を始めており、本計画においても引き続き取り組んでいきます。また、新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、平成29年4月からの実施に向けて取組みます。

なお、地域包括ケアシステムの構築において定める必要がある日常生活圏域\*について、国では中学校区を単位として想定していますが、本市においては前計画に引続き、行政区域(鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄)を単位とします。

高齢期になってもその人らしく健康に、いきいきと暮らすために必要な対策が講じられるよう、地域における高齢者の保健・福祉ニーズと必要なサービス量を明らかにし、整備すべき保健・福祉サービスの目標量を定め、健康な高齢者から介護を必要とする高齢者までの総合的な計画として、「鎌倉市高齢者保健福祉計画」を策定するものです。

## 2 計画のねらい

高齢者が地域社会の中で、健康でいきいきと過ごし、いろいろな活動により充実した生活が送れるような、また、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを受けながら住みなれたまちで安心して暮らし続けられるような環境づくりが必要です。

さらに、一人暮らし高齢者、認知症高齢者、孤立化する高齢者世帯等が増加しており、このような人たちが安心して地域での生活を続けるために、自助、互助、共助、公助\*の視点を入れた見守り支え合う地域づくりも必要です。

そこで、前計画の基本目標であった「住みなれたまちで元気に暮らし続けるために、ともに支え合う地域づくりを目指して」を継承しながら、高齢者が生きがいを持ち社会参加する機会をつくり、健康づくりや介護予防を意識した生活しやすい環境を整え、多様な介護サービスの基盤整備をしいつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりを目指します。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、全ての市区町村に策定が義務付けられている、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく介護保険事業計画及び保健施策が一体となった計画であり、平成12年度から実施しています。

また、本市の行政運営の基本指針である第3次鎌倉市総合計画を上位計画とし、他の計画との調和を保ちながら策定する計画となっています。

### 4 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年です。

なお、計画期間の最終年である平成29年度には見直しを行い、平成30年度以降の新たな計画を策定する予定です。

	高齢者保健福祉計画 (第4期介護保険事業計画)	高齢者保健福祉計画 (第5期介護保険事業計画)	高齢者保健福祉計画 (第6期介護保険事業計画)	高齢者保健福祉計画 (第7期介護保険事業計画)
平成21年度	↑ ↓			
平成22年度				
平成23年度		▲見直し		
平成24年度		↑ ↓		
平成25年度				
平成26年度			▲見直し	
平成27年度			↑ ↓	
平成28年度				
平成29年度				△見直し
平成30年度				↑ ↓
平成31年度				
平成32年度				

## 5 アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたり、生活実態、保健・福祉・介護保険におけるサービス、施策・制度などに関する意向調査を行いました。

アンケートは、60歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人に対するものと、要支援・要介護認定を受けている人に対するもので、異なる2種類の設問により実施しました。

アンケート名	鎌倉市高齢者保健福祉に関するアンケート	鎌倉市介護保険に関するアンケート
対象及び人数	60歳以上で要支援・要介護認定を受けていない人から無作為に選んだ1,800人	要支援・要介護認定者から無作為に選んだ1,800人
回答人数	1,217人（回収率67.6%）	1,024人（回収率56.9%）
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成26年1月6日～1月31日	平成26年1月6日～1月31日

※ 本計画書に掲載していますアンケート結果に基づく図表（円グラフ・棒グラフ）については、集計結果の百分率（%）を小数点以下第2位で四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。

## 第2章 高齢者を取り巻く状況

### 1 高齢者数の将来推計

平成26年9月末の人口に平成23年度に実施した鎌倉市将来人口推計から見た増減率等を勘案したところ、総人口については、緩やかに減少していきます。

65歳以上の高齢者人口と高齢化率を算出したところ、高齢者人口は平成29年度の54,385人をピークにその後減少していきますが、75歳以上の人口は増加していきます。一方、高齢化率は、平成30・31年度の30.8%をピークに緩やかに減少していきます。

#### ○ 鎌倉市の総人口と高齢者人口の推移（表1）

（人口の単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総人口	178,397	177,758	177,765	177,658	177,427	177,090	176,665
高齢者人口 (65歳以上)	50,047	51,447	52,595	53,600	54,136	54,385	54,363
高齢化率	28.1%	28.9%	29.6%	30.2%	30.5%	30.7%	30.8%
65～74歳	24,719	25,436	26,031	26,539	26,353	25,771	25,021
75歳以上	25,328	26,011	26,564	27,061	27,783	28,614	29,342
40～64歳人口	62,320	62,007	61,933	61,859	62,088	62,380	62,810

	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
総人口	176,135	175,501	174,799	174,012	173,159	172,241	171,276
高齢者人口 (65歳以上)	54,173	53,805	53,466	52,926	52,376	51,926	51,537
高齢化率	30.8%	30.7%	30.6%	30.4%	30.2%	30.1%	30.1%
65～74歳	24,183	23,370	23,050	22,395	20,977	19,821	18,963
75歳以上	29,990	30,435	30,416	30,531	31,399	32,105	32,574
40～64歳人口	63,262	63,661	63,852	64,190	64,318	64,337	64,234

※斜体は推計値

※ 平成24年度から平成26年度は各年度9月30日現在の実績値ですが、平成27年度以降の推計値（コーホート要因法\*による）は各年度の10月1日を基準日としています。

コーホート要因法による数値計算によるため、小数点処理の関係上、合計値が合わないことがあります。

## 2 要支援・要介護認定者数の推計

75歳以上の人口の増加に伴い、要支援・要介護認定者数が増加しています。

平成27年度には認定者数が10,000人を超え、平成37年度に向けて増加していきます。

○ 年度別要支援・要介護認定者数の推移（表2）

（単位：人）

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
要支援1	1,172	1,317	1,418	1,447	1,482	1,519	1,553
要支援2	1,074	1,210	1,243	1,268	1,298	1,331	1,361
要介護1	1,683	1,826	1,956	1,997	2,045	2,095	2,143
要介護2	1,590	1,769	1,823	1,861	1,904	1,952	1,996
要介護3	1,246	1,249	1,328	1,356	1,388	1,422	1,455
要介護4	1,023	1,099	1,138	1,161	1,189	1,218	1,246
要介護5	992	960	963	983	1,007	1,031	1,055
計	8,780	9,430	9,869	10,073	10,313	10,568	10,809

	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
要支援1	1,577	1,596	1,600	1,602	1,632	1,662	1,681
要支援2	1,382	1,399	1,403	1,404	1,430	1,456	1,473
要介護1	2,176	2,202	2,207	2,210	2,251	2,292	2,318
要介護2	2,028	2,052	2,057	2,060	2,097	2,137	2,160
要介護3	1,478	1,495	1,498	1,500	1,528	1,556	1,574
要介護4	1,266	1,281	1,284	1,286	1,309	1,333	1,349
要介護5	1,071	1,084	1,087	1,088	1,108	1,128	1,141
計	10,978	11,109	11,136	11,150	11,355	11,564	11,696

※斜体は推計値

※ 各年度9月30日現在の認定者数です。

平成24年度から平成26年度は実績値、平成27年度以降は推計値となっています。

### 3 地域別の人口と要支援・要介護認定者数

平成26年9月末における地域別の高齢化率と要支援・要介護認定者数です。

高齢者数が人口に占める割合（高齢化率）は、腰越地域が33.5%、鎌倉地域が32.4%となっています。（表3）

また、要支援・要介護認定者数が高齢者数に占める割合（認定率）は、鎌倉地域が19.4%で最も高く、玉縄地域は15.9%で最も低くなっています。（表3、4）

○ 地域別の高齢者人口と高齢化率（表3）

（人口の単位：人）

	人口	高齢者人口	75歳以上再掲	高齢化率	認定率
鎌倉地域	48,344	15,655	7,813	32.4%	19.4%
腰越地域	25,508	8,552	4,604	33.5%	18.7%
深沢地域	34,525	10,308	5,296	29.9%	18.1%
大船地域	43,793	11,378	5,734	26.0%	18.3%
玉縄地域	25,595	6,702	3,117	26.2%	15.9%
合計	177,765	52,595	26,564	29.6%	18.4%

○ 地域別の要支援・要介護認定者数（表4）

（認定者数の単位：人）

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	認定者数計
鎌倉地域	407	385	546	578	435	374	314	3,039
	13.4%	12.7%	18.0%	19.0%	14.3%	12.3%	10.3%	100%
腰越地域	266	191	326	276	191	199	153	1,602
	16.6%	11.9%	20.3%	17.2%	11.9%	12.4%	9.6%	100%
深沢地域	292	229	411	349	238	188	161	1,868
	15.6%	12.3%	22.0%	18.7%	12.7%	10.1%	8.6%	100%
大船地域	310	275	421	405	264	216	190	2,081
	14.9%	13.2%	20.2%	19.5%	12.7%	10.4%	9.1%	100%
玉縄地域	121	145	206	185	168	129	113	1,067
	11.3%	13.6%	19.3%	17.3%	15.7%	12.1%	10.6%	100%
市内計	1,396	1,225	1,910	1,793	1,296	1,106	931	9,657
	14.5%	12.7%	19.8%	18.6%	13.4%	11.5%	9.6%	100%
市外(※)	22	18	46	30	32	32	32	212
合計	1,418	1,243	1,956	1,823	1,328	1,138	963	9,869

※ 施設入所により他市区町村の住民となった人（住所地特例として本市の介護保険被保険者）

## 第3章 計画の基本目標と基本方針

### 1 計画の基本目標

75歳以上の高齢者の増加に伴い、高齢者が住みなれた地域や家において、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域全体で高齢者の自立生活を支えていく包括的な支援・サービス提供体制構築の推進が求められています。また、高齢者自身の知識や経験を活かして地域社会の奨励とその支援が重要になっています。

第3次鎌倉市総合計画第3期基本計画の健康福祉分野では、「すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。」として、将来目標を「健やかで心豊かに暮らせるまち。健康で生きがいにみちた福祉のまちづくりをめざします。」と定めています。

この鎌倉市総合計画の将来目標との調和や地域生活の支援サービス、人権の尊重に向けた啓発、介護保険サービスの充実、高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進、市民の健康づくりの支援などの取組も取入れ、前計画の基本目標を継承し、平成27年度から平成29年度における本計画の基本目標を「住みなれたまちで元気に暮らし続けるために、ともに支え合う地域づくりを目指して」とします。

### 2 計画の基本方針

基本方針は、基本目標を実現していくための計画全体の骨組となります。

また、それぞれの基本方針のもとに、基本方針達成のための事業を策定し、実現に向けた取組を推進していきます。

**基本方針1** いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進

**基本方針2** 生きがいづくりと社会参加の推進

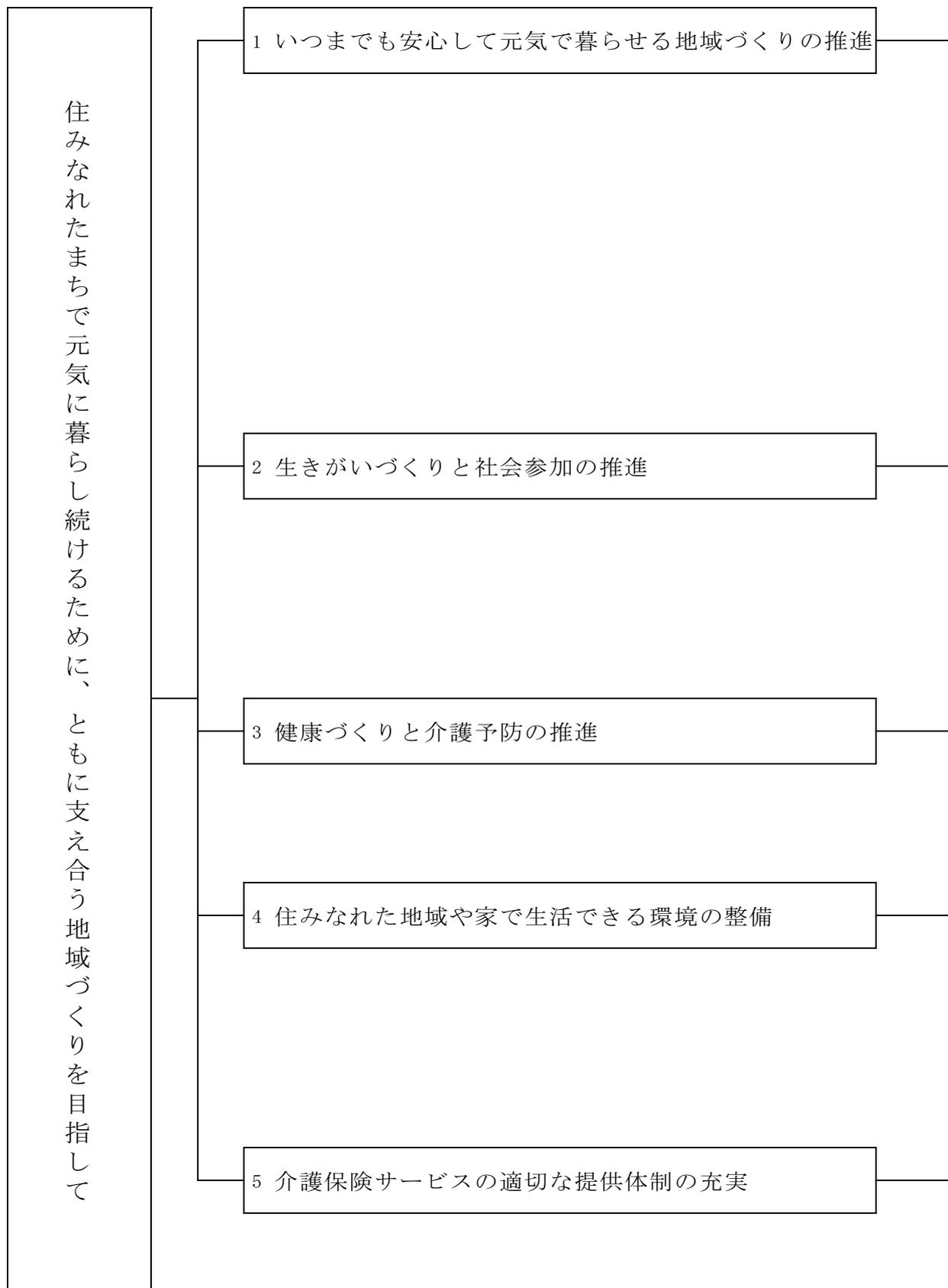
**基本方針3** 健康づくりと介護予防の推進

**基本方針4** 住みなれた地域や家で生活できる環境の整備

**基本方針5** 介護保険サービスの適切な提供体制の充実

### 3 高齢者保健福祉計画の体系

基本目標	基本方針
------	------



主要施策	施策の方向性
------	--------

1-1 地域包括ケアシステムの構築 ※	(1)地域ケア体制の充実、(2)地域包括支援センターの機能の強化、(3)NPO・ボランティア団体との協働・連携、(4)地域での支え合い活動の推進、(5)見守り体制の充実
1-2 認知症施策の推進 ※	(1)早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築、(2)認知症本人とその家族への支援の充実
1-3 高齢者の尊厳を守る取組の推進	(1)高齢者虐待防止ネットワークの構築、(2)権利擁護の取組、(3)福祉教育の推進
1-4 在宅生活支援サービスの充実	(1)高齢者の在宅生活の支援、(2)介護者への支援
1-5 医療と介護・福祉の連携の強化	(1)在宅医療と介護・福祉の連携の推進
2-1 生きがいつくりへの支援	(1)シルバー人材センターを活用した就労機会の充実、(2)生涯学習の推進、(3)いきいき事業の推進
2-2 社会参加・社会貢献活動への支援	(1)老人クラブの充実、(2)地域活動団体への支援、(3)世代間交流の促進
2-3 地域活動の拠点づくりの推進	(1)老人福祉センターの充実
3-1 健康づくり事業の推進	(1)健康に関する普及啓発、(2)生活習慣病予防と疾病の早期発見
3-2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進、(2)一般介護予防事業の推進
4-1 安心して暮らせる生活環境の確保	(1)高齢者向け住宅の整備、(2)介護保険施設等の整備、(3)その他の施設サービス
4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進	(1)買い物支援サービス等の情報提供、(2)移動サービスの充実
4-3 防犯・防災体制の整備	(1)消費者相談の充実、(2)災害時における支援体制の充実、(3)防犯情報の提供等
5-1 介護保険給付サービスの充実	(1)介護（予防）サービスの充実、(2)地域密着型サービスの充実
5-2 介護保険制度の適切な運営の確保	(1)介護保険サービスの質の確保と人材養成、(2)介護給付適正化の推進

※は重点施策として取り組む主要施策です。

## (1) 基本方針1

### いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進

本市が、平成26年1月に行った高齢者保健福祉に関するアンケート調査において、住んでいる自宅が持ち家の人は90.5%で、介護が必要となった場合55.1%の人が自宅での生活を希望しており、住みなれた自宅での生活を続けていきたいことがわかります。(図表1, 2)

自分らしく暮らす生活が安心して住みなれた家でいつまでもできるよう、日常生活や在宅生活への支援サービスを提供します。

また、今後市に求める施策として、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯と介護者への援助、介護保険及び介護保険外サービスの充実があげられており、その推進が必要です。(図表3)

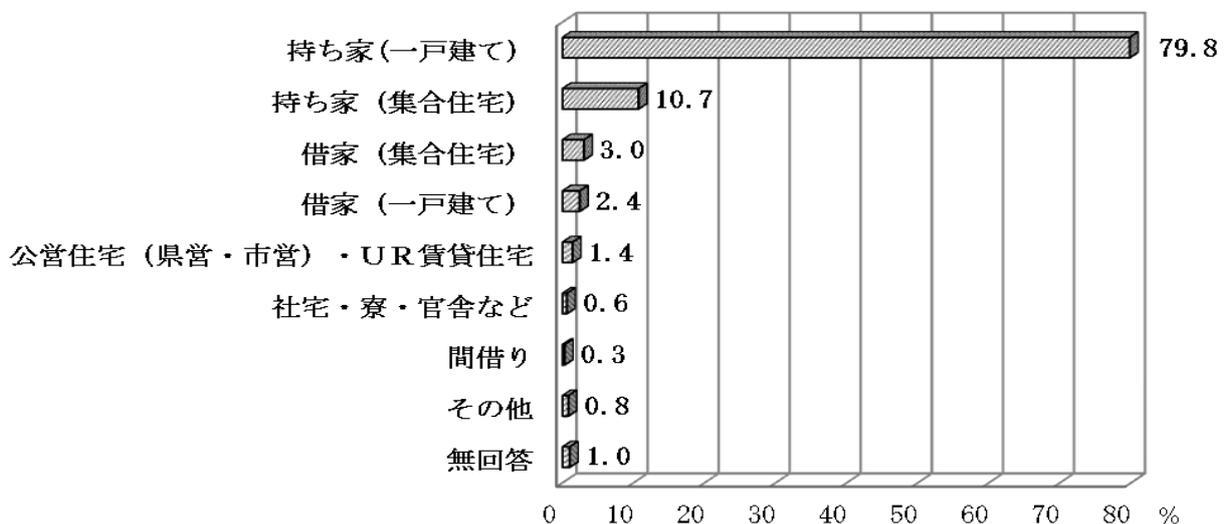
自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、本人・家族の意思を尊重しながら地域の見守り体制の充実、成年後見制度\*利用の促進を図るとともに、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供されるよう包括的な支援を推進します。

#### 【主要施策】

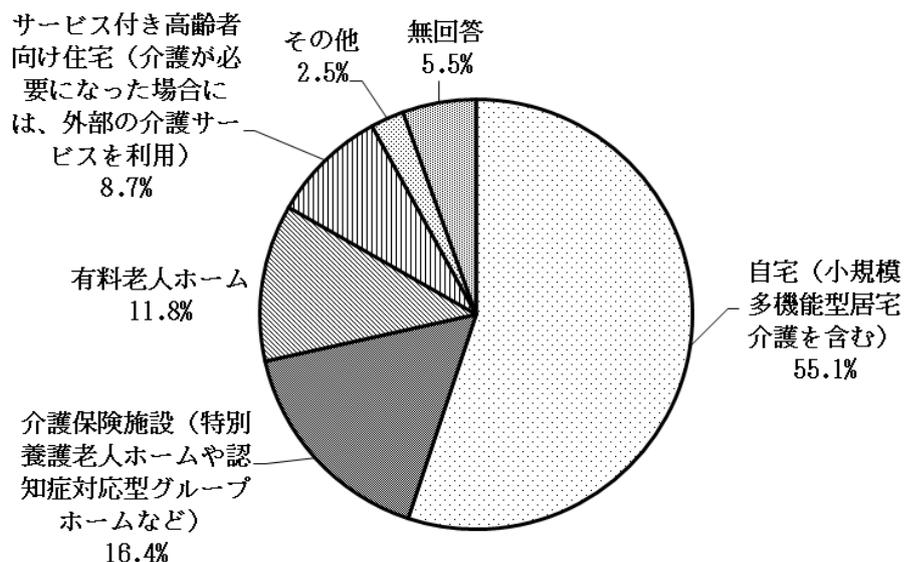
- 1-1 地域包括ケアシステムの構築【重点施策1】
- 1-2 認知症施策の推進【重点施策2】
- 1-3 高齢者の尊厳を守る取組の推進
- 1-4 在宅生活支援サービスの充実
- 1-5 医療と介護・福祉の連携強化

#### 【高齢者保健福祉に関するアンケート調査（平成26年1月6日～1月31日実施）】

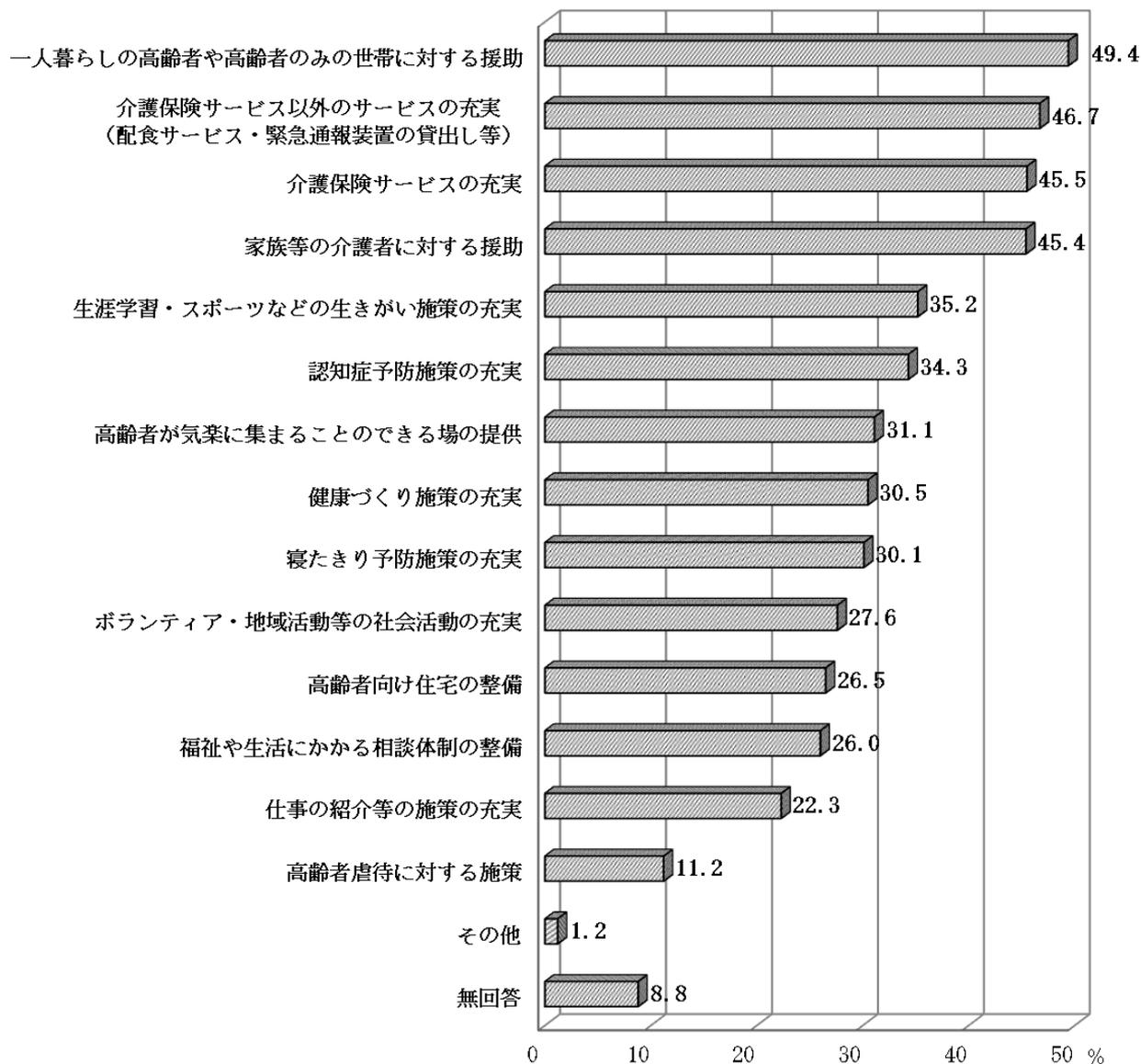
##### ○ 居住の形態（図表1）



○ 介護が必要となったとき、生活したい場所（図表 2）



○ 充実を望む市の高齢者施策（図表 3）



## (2) 基本方針2 生きがいくりと社会参加の推進

高齢者保健福祉に関するアンケート調査の結果では、何に生きがいをもたれていますかとの問いに対し、「旅行や娯楽・レジャー」、「テレビ・ラジオ・新聞・インターネット」、「スポーツ・散歩など身体を動かすこと」、「配偶者・子・孫と過ごす家族の団らん」などが回答の上位を占めており、多様な価値観を持っていることがわかります。(図表4)

また、高齢者が社会参加できる環境づくりに必要なことに対しては、「気楽に立ち寄れたり活動できる施設・場所の整備」が最も多く、次いで「趣味・娯楽・サークル活動への支援」などとなっています。(図表5)

生きがいについては、高齢者自らの役割や居場所をつくることによって、社会や地域に貢献しているという意識を持ってもらうことが重要であり、生活の意欲を高めることができるような支援を検討していきます。

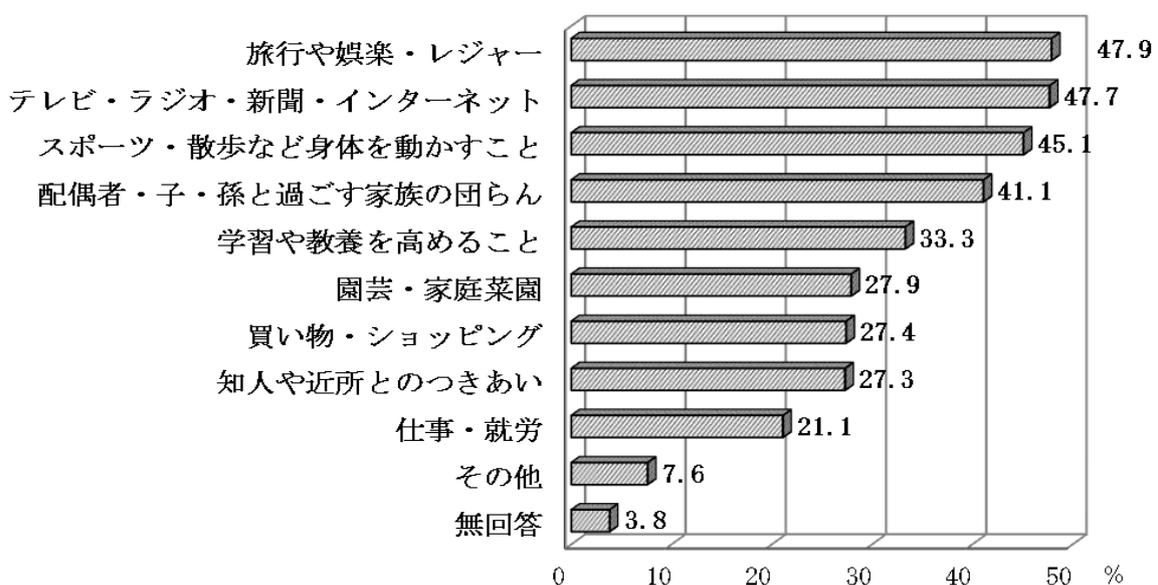
高齢者がいきいきと社会参加できるような環境づくりに努め、老人福祉センター\*の充実を図り、シルバー人材センター\*や老人クラブへ支援することで、地域活動の拠点づくりを推進します。

### 【主要施策】

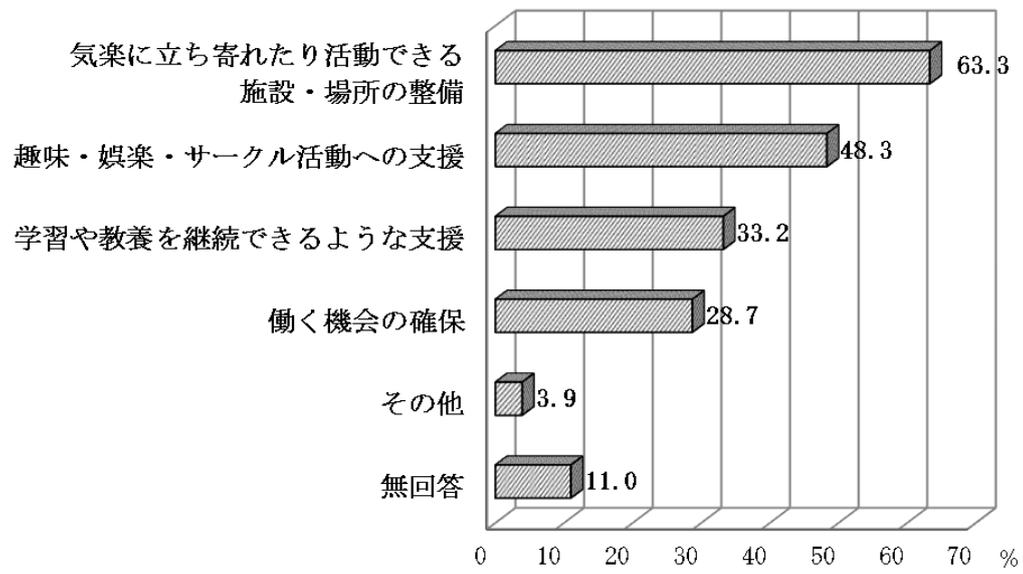
- 2-1 生きがいくりへの支援
- 2-2 社会参加・社会貢献活動への支援
- 2-3 地域活動の拠点づくりの推進

### 【高齢者保健福祉に関するアンケート調査（平成26年1月6日～1月31日実施）】

#### ○ 現在の生きがい（図表4）



○ 高齢者が生きがいをもって社会参加できる環境づくりに必要なこと(図表5)



### (3) 基本方針3 健康づくりと介護予防の推進

高齢者保健福祉に関するアンケート調査によると、86.1%の人が「健康である」「おおむね健康である」と答えており、治療中の疾患はあるものの、主観的に健康だと感じる人が多いことがわかります。(図表6, 8) また、健康管理のために、毎日の生活の中で心がけていることとしては、「バランスのよい食事をとる」「睡眠や休養を十分取る」「規則正しい生活をする」「適度な運動をする」などが挙げられており、健康づくりの三要素『食生活・運動・休養』に、しっかり取り組んでいることがわかります。(図表7)

一方、健康のことで気になることは、約半数の人が「体力の衰え」や「糖尿病・高血圧など生活習慣病」と回答しており、身体のことには不安を感じている人が多い状況です。今後も、特定健診・特定保健指導や後期高齢者健診を実施しながら、疾病の早期発見や、生活習慣病の重症化・合併症の予防に努めていきます。

ただ、要介護状態になることを防ぐためには、その他に運動機能の低下による転倒や骨折の予防、低栄養や口腔機能の低下予防、認知症予防等に関する取組も必要です。

その取組の一つである「介護予防教室」については、「(内容によっては)参加したい」人が70.5%いる一方で、参加したくない人が23.5%おり、介護予防の取組の効果や必要性について、効果的な普及啓発をしていくことが必要になっていきます。(図表9, 10)

また、介護保険制度の改正により、市区町村は新しい介護予防・日常生活支援総合事業を実施することになります。

総合事業では、これまで要支援者に対して行っていた訪問介護・通所介護のほか、NPO\*、ボランティア及びコミュニティなどが実施する多様なサービスの提供体制を構築します。

今後は、これまで以上に、自治会・町内会、NPO、ボランティア団体等と連携をしながら、単に「心身機能」の改善を目指すだけでなく、「活動」や「参加」などそれぞれの要素にバランスよく働きかけることで、一人ひとりが生きがいや役割をもって生活できるように支援します。

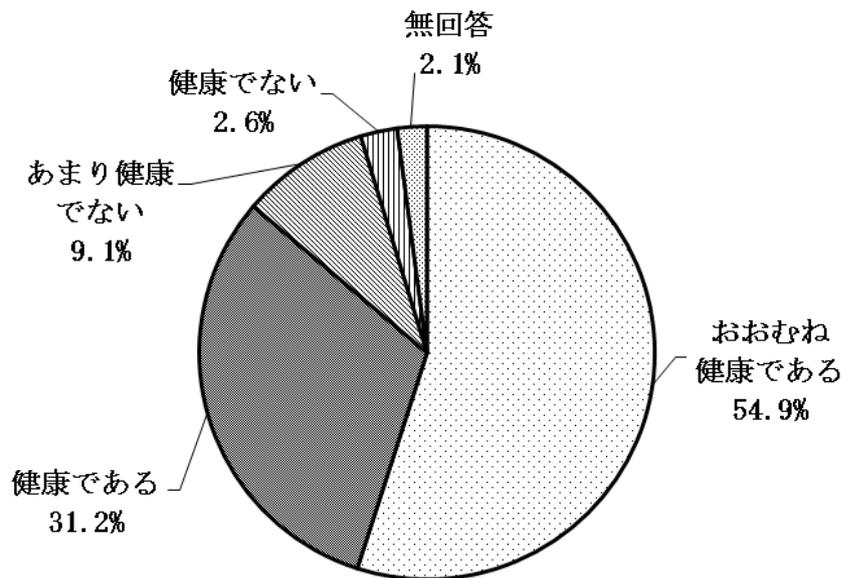
#### 【主要施策】

3-1 健康づくり事業の推進

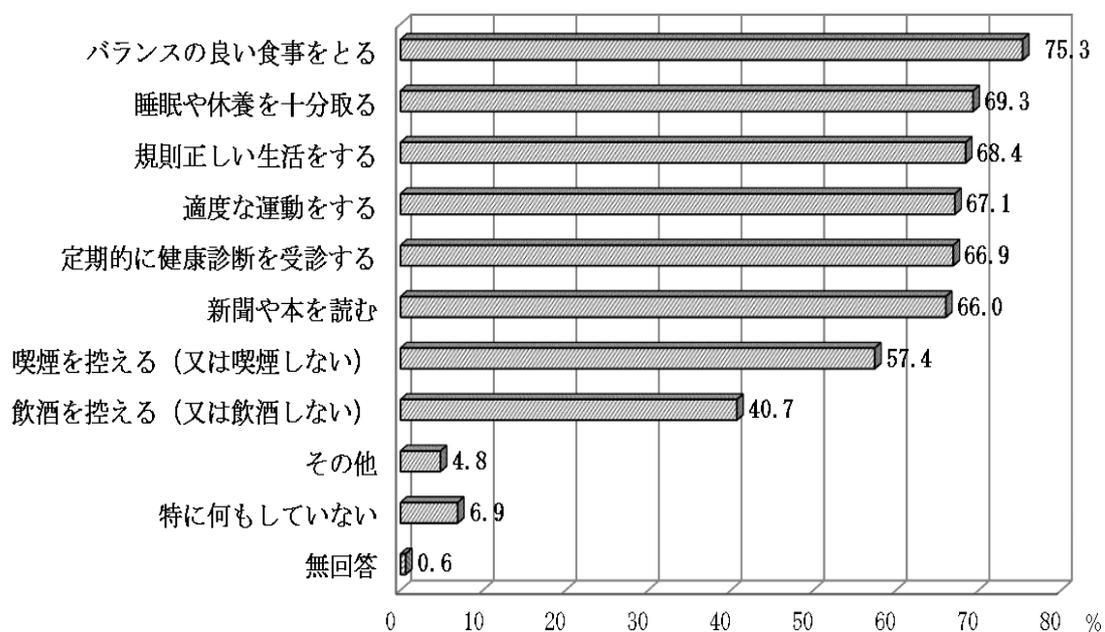
3-2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

【高齢者保健福祉に関するアンケート調査（平成26年1月6日～1月31日実施）】

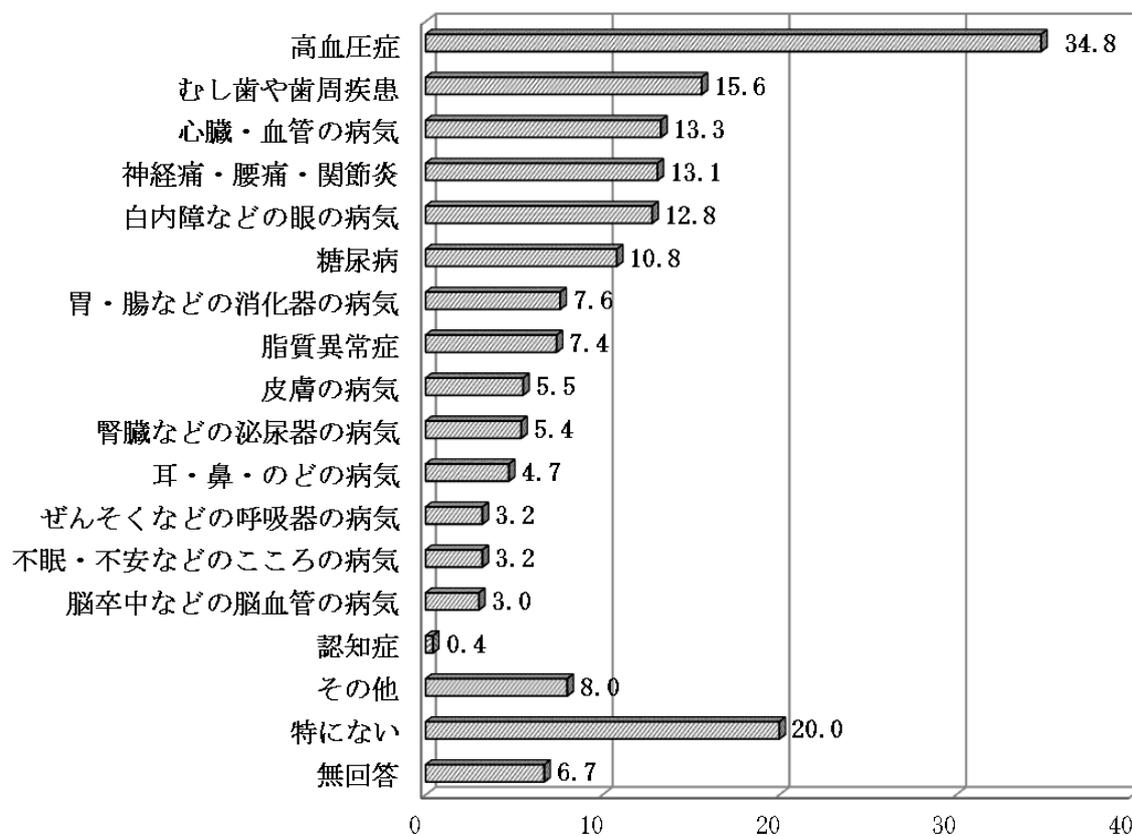
○ 健康状態について（図表6）



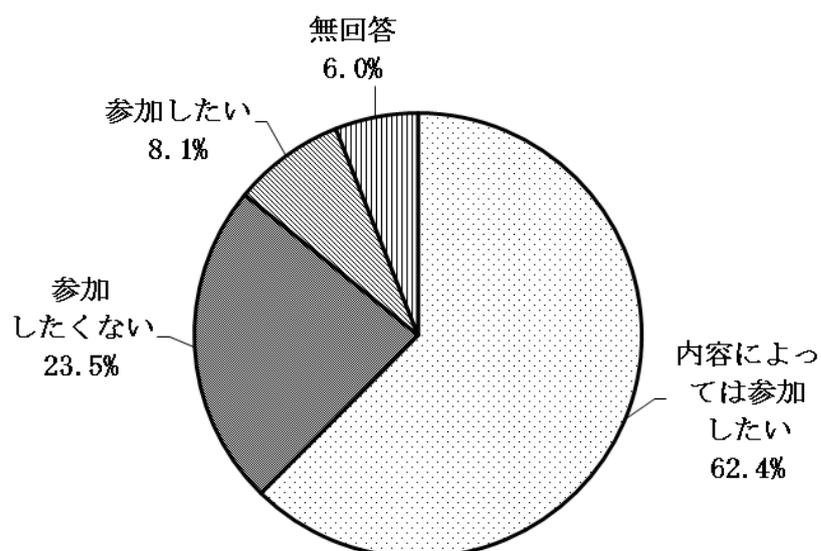
○ 健康管理の上で注意している点と実践について（図表7）



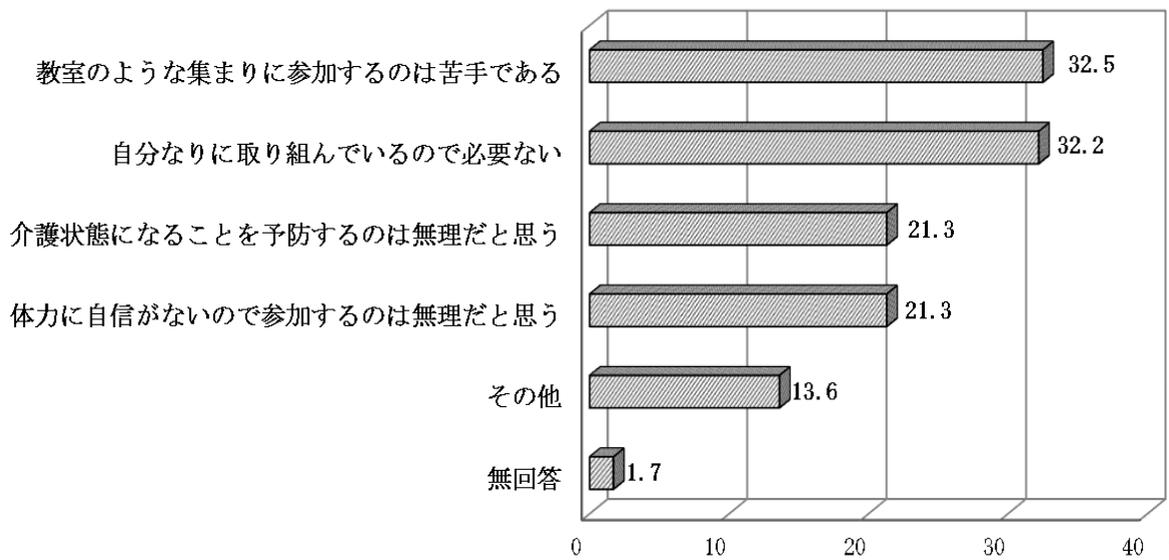
○ 治療中の病気（図表 8）



○ 介護予防教室への参加意向（図表 9）



○ 介護予防教室に参加したくない理由（図表10）



#### (4) 基本方針4 住みなれた地域や家で生活できる環境の整備

高齢者保健福祉に関するアンケート調査において、最期を迎えたい場所として52.5%の人が自宅を希望されており、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や有料老人ホームをあげている人も10.6%います。（図表11）

住みなれた地域で安心して暮らすことは、高齢者が自分らしい暮らしを人生の最期まで続けていくための基礎になります。

また、在宅生活における外出手段は、主に徒歩と自分で運転する自動車の他に鉄道・バス等の公共交通機関であり、それらが生活を支える重要な手段となっています。（図表12）

安心して暮らすことのできる環境の整備のために、住宅担当部門と連携して、高齢者向けの住宅施策を進めるとともに、道路交通担当部門とも連携し快適で使いやすい歩道の整備や利用者に配慮した移動サービスの充実を目指します。

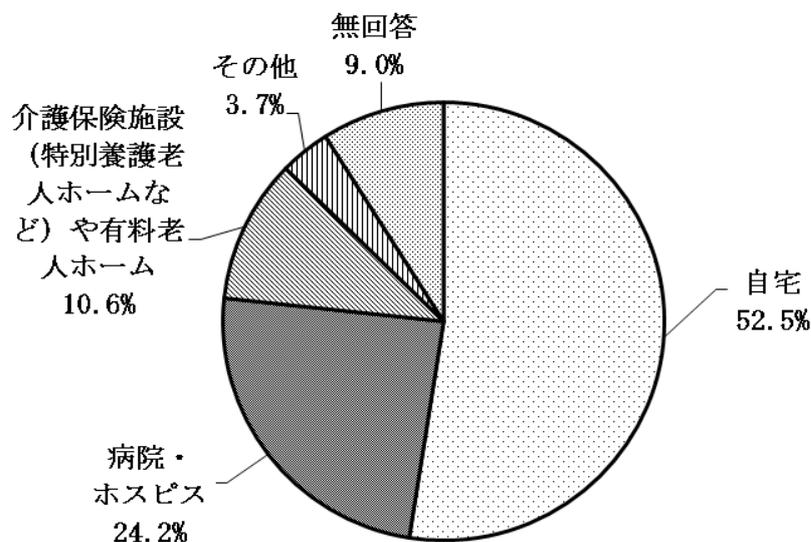
また、高齢者をねらった消費者被害や詐欺が増加しており、担当部門との連携を図りながら、被害防止や防犯の情報提供を図ります。

##### 【主要施策】

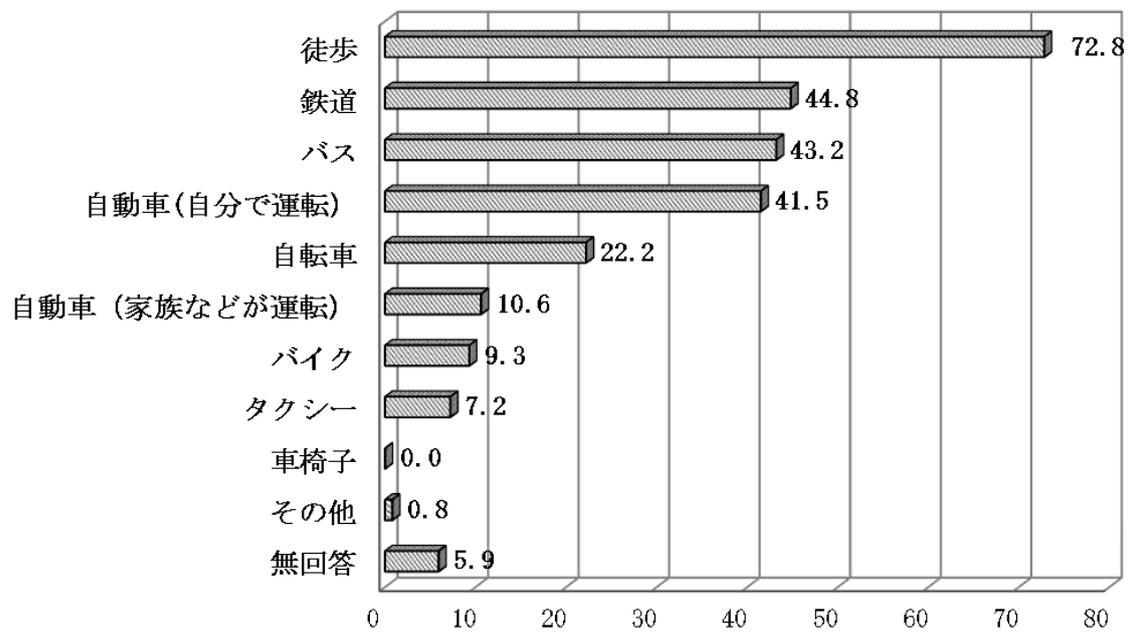
- 4-1 安心して暮らせる生活環境の確保
- 4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- 4-3 防犯・防災体制の整備

##### 【高齢者保健福祉に関するアンケート調査（平成26年1月6日～1月31日実施）】

###### ○ 最期を迎えたい場所（図表11）



○ 外出手段（図表12）



## (5) 基本方針5 介護保険サービスの適切な提供体制の充実

本市で、平成26年1月に行った介護保険に関するアンケート調査によれば、今後どこで介護を受けたいですかという問いに対して、要介護認定を受けている人の60.0%が「自宅（小規模多機能型居宅介護を含む）で介護を受けたい」、15.4%が「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所したい」と回答しています。（図表13）

また、同アンケート調査において、介護を行う上で困っていることとして、介護者の25.2%が「介護サービスを利用しても精神的・体力的負担は大きい」、24.5%が「自分自身も高齢となり、介護が困難」「気持ちや身体を休める機会がない」と回答しています。（図表14）

住みなれた地域で介護保険サービスが受けられる地域密着型サービス\*の充実に努めるとともに、居宅・施設の各サービスについて利用者へ情報提供を行い、ニーズに合ったサービスを安心して受けられるよう努めます。

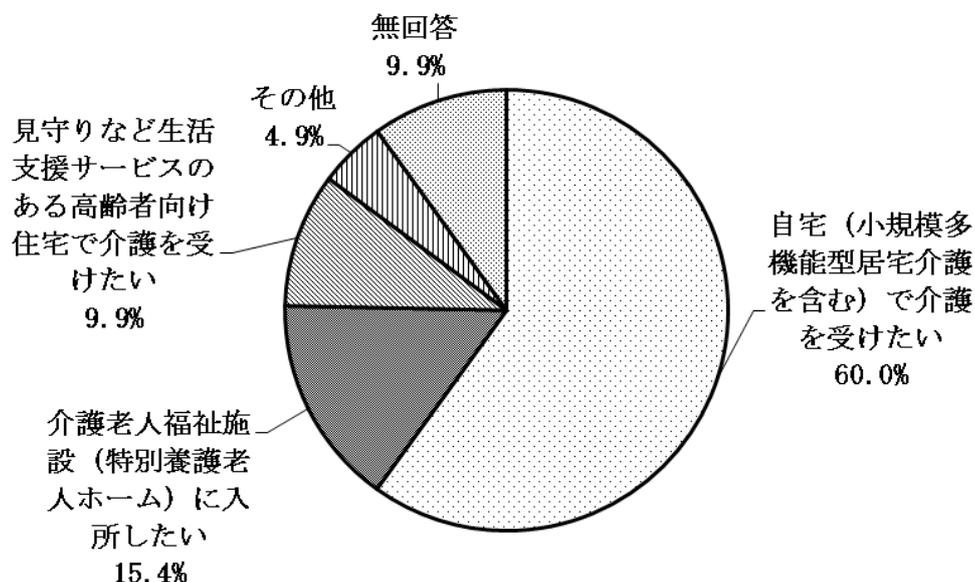
そのほか、給付費が増加の一途をたどっている中、介護保険制度を持続的に運営していくためには、必要なサービスを正しく提供することが重要であり、介護保険事業者に対する研修や指導の強化に努めます。

### 【主要施策】

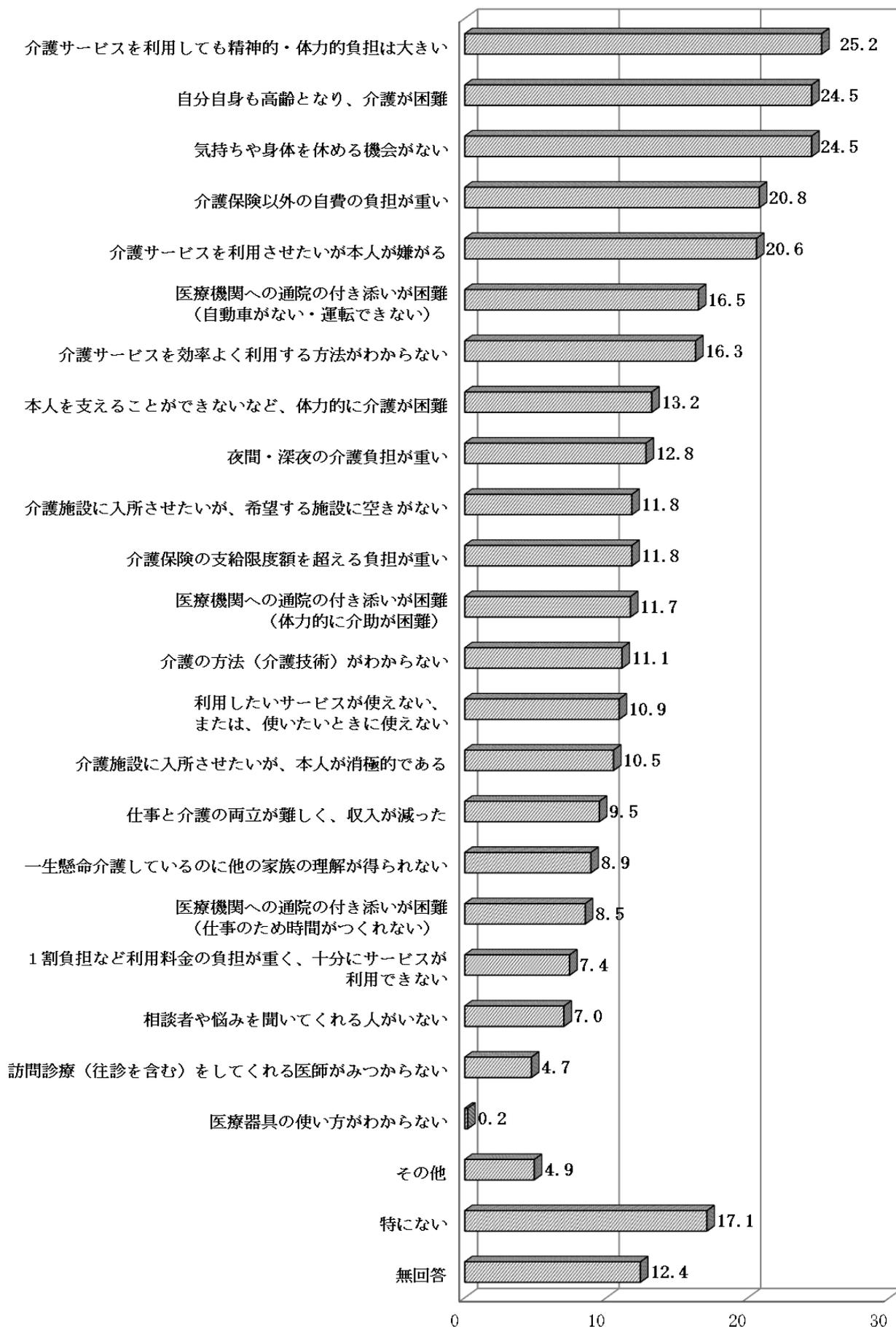
- 5-1 介護保険給付サービスの充実
- 5-2 介護保険制度の適切な運営の確保

### 【介護保険に関するアンケート調査（平成26年1月6日～1月31日実施）】

- 今後どこで介護を受けたいか（図表13）



○ 介護を行う上で困っていること（図表14）



## 4 計画の重点施策

本市の高齢者保健福祉の取組の中で、早急な課題解決が望まれるもの、市の今後を見据え、取組んでおかなければならないもの及びアンケート調査などに寄せられた意見・要望などを踏まえ、本計画期間である平成29年度までの3年間に積極的に取組むべき施策を「重点施策」として位置付けます。

### 重点施策1：地域包括ケアシステムの構築

地域の要介護者等を社会全体で支援する仕組みとして、平成12年4月から介護保険制度がスタートしました。介護保険法の定めにより3年ごとに介護保険事業計画の見直しを行い、それに合わせて本市も高齢者保健福祉計画の改定を行ってきました。

平成27年4月から行われる国の制度改正では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、住まい、医療、介護、介護予防、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築していく必要があるとされています。

本市の高齢者がいつまでも住みなれた地域で暮らしつづけられるように、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

#### 【施策の方向性】

- 地域ケア体制の充実
- 地域包括支援センター\*の機能の強化
- NPO・ボランティア団体との協働・連携
- 地域での支え合い活動の推進
- 見守り体制の充実



## **重点施策2：認知症施策の推進**

高齢者の増加に伴い、加齢とともに発症率の高まる認知症の高齢者も増え、認知症で一人暮らしや、家族を介護するなど生活も様々になっています。そのような中、認知症の高齢者が、住みなれた地域で暮らし続けるためには周囲の理解が必要です。また、認知症は診断や対応が遅れると、在宅生活が困難になることが多いことから、周囲が初期症状に気づき、早期に診断につなげ、適切な対応をすることも大切になってきています。

そのために、地域包括支援センターや医療機関など関係機関と連携しながら、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築を図るとともに、地域の住民に認知症を正しく理解し、見守ってもらうために、認知症サポーターの養成に努めます。

また、64歳以下の若年性認知症\*も含め、認知症本人とその家族への支援に取り組めます。

### **【施策の方向性】**

- 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築
- 認知症本人とその家族への支援の充実

## 第4章 主要施策の推進について

### 基本方針別の施策の展開

#### 第1節

基本方針1	いつまでも安心して元気で暮らせる地域づくりの推進
-------	--------------------------

主要施策	重点施策	1-1 地域包括ケアシステムの構築
------	------	-------------------

施策の方向性	(1) 地域ケア体制の充実
--------	---------------

#### ○ 高齢者支援に携わる関係機関等との連携 【高齢者いきいき課】

高齢者支援に携わる関係機関（県鎌倉保健福祉事務所、鎌倉市社会福祉協議会\*、医療機関など）や関係団体（自治会・町内会、民生委員児童委員\*協議会、NPOなど）がお互いの役割を知り、その役割を理解して分担することによりネットワークを強化し、高齢者が住みなれた地域で安心して生活を送ることができるよう地域における支援体制の充実を図ります。

介護保険制度によるサービスのほか、本市が実施している在宅生活支援サービスに加え、民間やNPO等が実施しているサービスを取入れながら、地域包括ケアシステムの構築に向けて、これまで以上に地域との連携を推進し、地域に根ざした包括的なケアが行える体制づくりを目指します。

#### 【主な取組】

- 関係機関や関係団体との連携強化
- 身近な地域住民による声かけ見守り活動への支援

#### ○ 生活支援コーディネーター\*の配置 【高齢者いきいき課】

単身世帯や高齢者のみで生活する世帯が増加し、軽度な支援を必要とする人が増えています。また、高齢者の介護予防が求められる中、社会参加や社会的役割を持つことが生きがいとなり介護予防につながる人もいます。そのため、多様なサービス提供者の取組や支援が必要な人のニーズを把握し、ボランティアによる生活支援サービスや介護予防サービスを開発するなど、高齢者を支える地域づくりを推進していく生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置が求められています。介護保険制度の枠を超えたサービスの調整が可能な人材として生活支援コーディネーターを配置します。

【主な取組】

- 生活支援コーディネーターの配置

**施策の方向性**

**(2) 地域包括支援センターの機能の強化**

○ **地域包括支援センターの増設** 【高齢者いきいき課】

地域包括支援センターは、高齢者にとって身近なよろず相談窓口になっています。高齢者の日々の暮らしにおける悩み事や、介護に関する初期相談、高齢者の実態把握や、高齢者への虐待防止に取り組むなど、関係機関と連携を図りながら様々な業務を行っています。今後、高齢者の増加に伴い地域包括支援センターに求められる役割も増えるため、民生委員児童委員の担当する協議会の数に合わせ、担当する地域を分けることにより地域包括支援センターを3か所増設し相談体制の充実に取り組めます。

【主な取組】

- 地域包括支援センターの増設（市内7か所から10か所へ）

○ **地域包括支援センターの適切な運営** 【高齢者いきいき課】

地域包括支援センターの運営にあたっては、本市のように委託によるセンター運営である場合には、どの法人が受託する場合でも市区町村が示す方針に基づく適切な活動・運営が求められています。本市ではすでに事業計画（活動方針）を提示しており、それを基に各地域包括支援センターが年間の事業計画を作成し事業を実施しています。今後も各地域包括支援センターが市とともに協力しながら、高齢者の支援を行えるよう取り組めます。

また、地域包括支援センターの業務や活動が地域で認知され信頼されるためには、相談内容の秘密保持や個人情報保護法を遵守することはもちろんのこと、誠実にその相談を受ける技術や、収集したり提供したりするための情報網・情報量も大切になってきます。また、その活動において公平で公正中立であることも必要です。

地域包括支援センターの業務に関する自己点検、自己評価、介護保険運営協議会等による外部評価や結果の公表も含めて検討していきます。

【主な取組】

- 地域包括支援センターの運営に関する点検、評価、結果公表

○ **地域ケア会議の開催** 【高齢者いきいき課】

個人の生活様式等の多様化に伴い、一人ひとりの抱える課題が一樣でなくなっています。地域ケア会議は、介護保険法の定めにより支援が必要な人に対し

適切な支援に繋げるために必要な検討を行うとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営むための支援体制について検討を行うものです。

それぞれの個人や家族だけでは抱えきれなくなった課題に対しては、本人や家族のほか担当するケアマネジャー\*や介護事業者、地域の人などからの依頼によって地域包括支援センターが中心となり、高齢者やその家族が地域から孤立しないよう、また、高齢者自身が尊厳をもって安心して地域で暮らせるように高齢者に係わる支援者と他の関連機関との連携も含め地域の課題解決に取り組めます。

**【主な取組】**

- ケアマネジャー等からの要請による多職種協働の地域ケア会議の開催

**施策の方向性**

**(3) NPO・ボランティア団体との協働・連携**

○ **高齢者日常生活支援への協働と連携 【高齢者いきいき課】**

一定の研修を受講した高齢者生活支援サポーターが、加齢に伴い日常生活に不自由を感じ始めた高齢者に対して、有償により介護保険の制度の枠を超えた「話し相手」や「趣味や生きがいのための支援」などを行っています。

その高齢者生活支援サポートセンター事業が適切に運営されるように支援を行います。

**【主な取組】**

- 高齢者生活支援サポートセンター事業の適切な運営支援

○ **生活支援サービス提供へ向けた体制整備 【高齢者いきいき課】**

高齢者一人ひとりに対してきめ細かな支援を行なっていくためには、公的な制度による介護サービスだけでなく、地域のボランティア団体や市民活動団体などによる生活支援サービスの提供が必要不可欠となり、その役割がますます重要となっています。

様々な助け合いの制度などによるネットワークが構築できるように協議体\*の設置が求められているため、日常生活圏域（鎌倉・腰越・深沢・大船・玉縄）の中でその地域の実情に合わせ実態の把握に努めます。すでに類似の目的を持ったネットワーク会議を活用し、生活支援コーディネーターの配置とともに日常生活圏域で協議体が設置されるよう、これらのネットワーク会議等の活動団体などへの支援を行います。

**【主な取組】**

- 生活支援サービス体制の整備に関する協議体の設置

○ 地域住民の地域福祉に対する意識を高めしていくための取組

【福祉総務課・生活福祉課】

平成23年3月11日の東日本大震災の発生以降、地域ではお互いに顔の見える関係を築き、見守り助け合う地域づくりへの意識・関心が高まっています。

このことから、自助、互助、共助、公助の考え方に基づいて、地域福祉の周知・啓発に努め、地域住民が地区社会福祉協議会\*をはじめとする自治組織活動や、地域のボランティア活動などに積極的に参加して、自ら地域の一員としての意識を持って取組めるよう、支援を行います。

【主な取組】

- 地域福祉に関する周知、啓発
- 地域福祉に関心のある人材の発掘と育成
- 地域福祉に関する情報収集と提供
- 民生委員児童委員への活動支援及び研修の実施

○ 高齢者見守り体制の充実

【高齢者いきいき課、福祉総務課、総合防災課、消防本部】

一人暮らし高齢者や認知症の高齢者が増加している現状を踏まえ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしつづけるためには、身近な地域の人々との交流や関係団体、関係機関によるさりげない声かけや無理のない範囲の見守りなど、地域での気付き・見守り体制づくりが求められています。できるだけ早期に課題を発見して、必要に応じたサービスが適切に提供できるよう、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを図ります。

【主な取組】

- 一人暮らし高齢者登録制度の周知及び促進
- 自治会・町内会、民生委員児童委員協議会などとの連携強化による地域での気付き・見守り体制づくりの促進
- 地域包括支援センターによる見守り体制の充実
- 災害時における要援護者登録制度の周知及び連携強化
- 一人暮らし高齢者宅防火診断の実施

主要施策	重点施策	1-2 認知症施策の推進
------	------	--------------

施策の方向性	(1) 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築
--------	--------------------------

○ 早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築

【高齢者いきいき課・市民健康課】

認知症では、診断・対応の遅れや、行動・心理症状への不適切な対応などにより、症状が悪化し、在宅での生活が困難になることが多くあります。

相談先をわかりやすく周知することや早期診断・早期対応の大切さ等の啓発を行い、できるだけ早く診断につなげられるような工夫をするとともに、介護事業者との連携を強化し、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、認知症の方に対して適切なサービスの提供に努めます。

【主な取組】

- 認知症早期診断・早期対応に向けた仕組みづくりの検討
- 認知症予防の推進
- 事業者への認知症に関する研修の機会の提供
- かかりつけ医・サポート医間の連携強化

施策の方向性	(2) 認知症本人とその家族への支援の充実
--------	-----------------------

○ 認知症本人とその家族のニーズの把握と支援体制の充実

【高齢者いきいき課・市民健康課】

認知症になっても地域でその人らしく暮らしていけるまちづくりを推進していくために、認知症サポーター養成講座やさまざまな認知症に関する普及啓発活動を通じて、周囲の人の認知症への理解を深め、地域でその人らしく暮らせる体制や工夫を共に考える機会の提供を図ります。

また、若年性認知症については、発症当初は「うつ」と診断を受け、治療を受けることが多いこと、プログラムが少ないこと、本人の活動性が高く受け入れが難しいことなどの理由により、介護保険サービスの利用に至るまでの期間が長く、経済面や家族の問題など抱える問題も多岐にわたっています。そのため、医療や介護のみならず、就労支援などの障害者福祉サービスや地域のインフォーマルサービスの活用等、特有の状態に応じた適切な支援ができるよう、取組めます。

【主な取組】

- 認知症の本人・家族への支援（若年性を含む）
- 認知症カフェ・サロンの支援
- 認知症ケアパスの作成及び相談窓口の周知
- 認知症サポーター養成講座の開催

主要施策	1-3 高齢者の尊厳を守る取組の推進
------	--------------------

施策の方向性	(1) 高齢者虐待防止ネットワークの構築
--------	----------------------

○ 高齢者虐待\*防止の推進 【高齢者いきいき課】

高齢者虐待の防止に向け、生活の小さな変化に気づき速やかに関わっていく必要があります。小さなことであっても地域包括支援センターや市担当課にすぐ相談できるよう体制を整え、虐待防止の周知・啓発を図ります。

また、課題を抱えている家庭に関わる関係機関と連携を図り情報の共有と支援方法を明確にし、解決に向け家庭支援や見守りが効果的に行えるようケース検討会議の一層の活用を図ります。

【主な取組】

- 高齢者虐待相談の充実
- 高齢者虐待対応ケース検討会議の実施
- 高齢者虐待防止研修の実施

○ 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議の運営

【高齢者いきいき課・障害者福祉課】

高齢者虐待への対応は、事例ごとに本人に関わる機関とネットワークを構築し、高齢者本人と家族のストレスや負担の軽減を図るなどの支援を行ってきました。今後は適正に関わっていくために、本人または家族に係る医療との連携や、警察との連携が必要となります。

医療との連携の強化を含め、高齢者虐待への情報の共有と連携の強化を目的に、医療や警察、地域、関係機関とで構成する高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議を活用します。

【主な取組】

- 高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議の運営

<b>施策の方向性</b>	<b>(2) 権利擁護の取組</b>
---------------	--------------------

○ **成年後見制度の利用促進** 【高齢者いきいき課】

成年後見制度の利用促進を目的に設置した鎌倉市成年後見センターにおいて、市民後見人の活用を検討するなど機能の充実を図ります。

また、成年後見制度に関わる様々な機関からなる「かまくら成年後見制度連絡会」を活用し、相談対応及び利用支援のための連携を図ります。

【主な取組】

- 成年後見センター機能の充実
- 成年後見制度利用相談の充実
- 成年後見制度利用支援補助金の交付
- 成年後見制度の周知・啓発
- 市民後見人の養成・活用

○ **消費者被害の防止** 【高齢者いきいき課】

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、相談できる家族が身近にいないことから、振込め詐欺などの事件に巻き込まれる高齢者が増加しています。

鎌倉市消費生活センターと情報の共有を図るとともに、地域包括支援センターと協力して消費者被害防止情報の提供を図ります。

【主な取組】

- 消費生活センターと情報の共有と連携の強化
- 地域包括支援センターとの連携

<b>施策の方向性</b>	<b>(3) 福祉教育の推進</b>
---------------	--------------------

○ **学校における福祉教育・体験活動の実施** 【教育指導課】

学校教育においては、教科学習や総合的な学習の時間などで、市内にある高齢者に関連する施設に慰問したり、地域の高齢者を学校に招いて昔あそび教室を開催するなど、小・中学校における福祉教育・体験学習を通して世代間交流を積極的に行うことができるよう体制の整備をします。

【主な取組】

- 世代間交流の実施

<b>主要施策</b>	<b>1－4 在宅生活支援サービスの充実</b>
-------------	--------------------------

<b>施策の方向性</b>	<b>(1) 高齢者の在宅生活の支援</b>
---------------	------------------------

○ **高齢者の在宅生活の支援** 【高齢者いきいき課、生活福祉課、資源循環課】

高齢者が住みなれたまちで安心して暮らしていけるよう、民生委員児童委員、警察、公共交通機関、福祉施設と協力し見守り体制の推進に取り組むとともに、一人暮らし高齢者登録の推進を図ります。

高齢者の在宅生活を「市民参加型の在宅サービス」のホームヘルプサービスなど地域のグループと市が連携して支援し、高齢者が安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

また、家庭ごみの声かけふれあい収集及び消費生活情報等、他の行政サービスの情報提供に努め、福祉サービスのより利用しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な取組】

- 緊急通報装置の貸出し
- 配食サービスの助成
- 一人暮らし高齢者登録の推進
- 徘徊高齢者SOSネットワークシステムの利用促進
- 訪問理美容サービスの助成
- 紙おむつの支給
- 障害者控除対象者認定書の発行
- 福祉有償運送事業の周知
- 家庭ごみの声かけふれあい収集の実施
- 消費生活情報の提供

<b>施策の方向性</b>	<b>(2) 介護者への支援</b>
---------------	--------------------

○ **介護者への支援** 【高齢者いきいき課】

要介護高齢者を介護する人は年々高齢化しており、介護負担の増加や介護者自身も健康に不安を抱いている、いわゆる老老介護の現状があります。

高齢者の支援体制の充実には、介護者への支援も欠かせません。介護者が急病になった時などに要介護高齢者が緊急にショートステイを利用できる仕組みをはじめ、介護者の負担軽減や健康維持・増進を図るサービスを提供します。

【主な取組】

- 家族介護教室の実施
- 配食サービスの助成（再掲）
- 紙おむつの支給（再掲）
- 徘徊高齢者SOSネットワークシステムの利用促進（再掲）
- 特別ショートステイの利用

主要施策	1－5 医療と介護・福祉の連携の強化
------	--------------------

施策の方向性	(1) 在宅医療と介護・福祉の連携の推進
--------	----------------------

○ 在宅医療と介護・福祉の連携推進 【高齢者いきいき課、市民健康課】

高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住みなれた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう医療と介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための支援体制づくりに取り組めます。

【主な取組】

- 医療福祉連携会議の開催
- 鎌倉市在宅医療介護連携推進会議の開催
- 在宅医療・介護関係各機関に対する研修会の開催
- 在宅での看取りに関する普及啓発
- 在宅医療に関する相談の充実
- 在宅医療に関する社会資源の情報提供

## 第2節

基本方針2	生きがいつくりと社会参加の推進
-------	-----------------

主要施策	2-1 生きがいつくりへの支援
------	-----------------

施策の方向性	(1) シルバー人材センターを活用した就労機会の充実
--------	----------------------------

### ○ 就労ニーズに対応した提供方法の検討 【高齢者いきいき課】

平成24年に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」（昭和46年法律第68号）の一部が改正されたことにより、今後、一層高齢者の就労形態が多様化していくものと予想しています。

高齢者の就労は、経済的な理由だけではなく、社会参加や生きがいつくりの目的もあります。個々の事情からその就労ニーズも多様化しています。

また、これまで培われてきた知識や経験もそれぞれ違うことから、希望する職種も多岐にわたります。

鎌倉市シルバー人材センターは、高齢者が社会でいきいきと活躍するために、就労の機会を提供しており、新たな就労分野の開拓にも取り組んでいます。市では鎌倉市シルバー人材センターを支援し、高齢者が新たな分野の仕事にチャレンジしたり、今まで培われた知識や経験を活かしながら、地域社会の担い手となり続けられる環境づくりに取り組みます。

#### 【主な取組】

- シルバー人材センターへの支援

施策の方向性	(2) 生涯学習の推進
--------	-------------

### ○ 老人福祉センターの講座・教室の充実 【高齢者いきいき課】

高齢者がこれまで続けてきた特技を伸ばしたり、趣味や教養を深めたり、新たな分野の学習にチャレンジすることで、心が豊かになり、生きがいをもった生活を送ることができます。

老人福祉センターにおいては、こうした学習意欲を持ち続けられるよう、楽しく学べる講座や催し物を開催しており、引き続き高齢者の生涯学習活動を支援します。

#### 【主な取組】

- 老人福祉センターの運営

○ **老人大学寿講座の開催 【高齢者いきいき課】**

市と鎌倉市老人クラブ連合会の共催で老人大学寿講座を毎年開催しています。今後も文化教養を高める講座を企画し、高齢者の学習ニーズに対応するよう取組みます。

<b>施策の方向性</b>	<b>(3) いきいき事業の推進</b>
---------------	----------------------

○ **高齢者活動サービスの充実 【高齢者いきいき課】**

65歳以上の人の8割以上が介護認定を受けていない人です。この人々に対し、生きがいつくりや社会参加の促進、健康増進を支援することは、高齢者がいきいきといつまでも元気に暮らし続けていくことにつながります。

高齢者の生きがいつくりや健康づくりのサービスとしては、福寿手帳の交付、入浴助成、デイ銭湯、いきいきサークル事業などがあります。しかし、各サービスの利用対象年齢が異なることや居住地によってはサービスを受けれないなど、利用できる人とできない人をつくり出す状況にあります。このため、公平性を保つような見直しを図ります。

**【主な取組】**

- 福寿手帳の交付
- 入浴助成事業の実施
- デイ銭湯事業の実施
- いきいきサークル事業の実施

<b>主要施策</b>	<b>2-2 社会参加・社会貢献活動への支援</b>
-------------	----------------------------

<b>施策の方向性</b>	<b>(1) 老人クラブの充実</b>
---------------	---------------------

○ **団塊世代の加入促進支援 【高齢者いきいき課】**

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織として、健康・友愛・奉仕の三大運動を柱に活動しています。

平成26年3月現在、75クラブ、3,691人の会員が元気に活動しています。

鎌倉市老人クラブ連合会では、会員の高齢化・会員の減少等の課題に対し、団塊の世代の加入を促すために、会の愛称を「みらいふる鎌倉」とし、シンボルマークやイメージソングを作成して新規会員の確保に努めています。

今後ますます活動及び役割が期待される組織として、市も引き続き新規会員

の加入促進を支援します。

【主な取組】

- 老人クラブへの支援

○ 他都市との交流の促進 【高齢者いきいき課】

鎌倉市老人クラブ連合会（みらいふる鎌倉）では、他都市の老人クラブとの交流を活動の一つの柱としています。さらに、団体間の情報交換は、親睦や連帯感が深まり、お互いより一層活発に活動する励みとなっています。今後も活発に他都市の老人クラブとの交流が図られるよう支援します。

施策の方向性	(2) 地域活動団体への支援
--------	----------------

○ 老人クラブの活動 【高齢者いきいき課】

老人クラブは、会員同士の交流や親睦を深めるなど生活を豊かにする楽しい活動や、清掃ボランティアやサロンの開催など地域を豊かにする社会活動を行うなど、多種多様な取組をしています。

また、一部の老人クラブでは、孤独感の解消、安心した生活が送れるよう、寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者を訪問し、日常生活の手助けや話し相手をする友愛活動を行っています。

【主な取組】

- 老人クラブへの支援（再掲）

○ 自治会等との連携 【高齢者いきいき課】

自治会館や町内会館を利用したサロンやたまり場は、気軽に立ち寄れる身近な場所で、楽しく過ごせる場として、閉じこもり防止や生きがいつくり役に役立っています。

また、社会的孤独の解消や心身の機能の低下予防を目的とした、健康体操や日常動作訓練、レクリエーション等を行ういきいきサークル事業も地域に根ざした活動として実施しています。今後も自治会等と共に、生きがいつくりや健康づくりのための様々な活動に地域ぐるみで取組みます。

【主な取組】

- いきいきサークル事業の実施（再掲）

<b>施策の方向性</b>	<b>(3) 世代間交流の促進</b>
---------------	---------------------

○ **世代間交流の促進 【高齢者いきいき課】**

世代間の交流は、高齢者の社会参加を促し、生きがいを高めるとともに、子どもたちの視野を広げ、地域や社会に対する関心・理解を深める役割を果たしています。

老人福祉センターでは、昔あそびの伝承や陶芸・囲碁教室など子どもたちも参加できる催し物を開催しており、積極的に世代間交流を図っています。

老人クラブにおいても、小学校に出向き、しめ縄づくりを指導したり、会員自らの戦争体験を語り継ぐなど交流の取組みを進めています。

また、特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設では、子どもたちの施設体験を受け入れており、入所者とふれ合うことにより、介護・福祉への理解や関心の向上に役立っています。

こうして、世代を越えた交流を図ることにより、長寿社会への理解と認識を深めるため、交流の機会が充実するよう支援します。

**【主な取組】**

- 老人福祉センターの運営（再掲）
- 老人クラブへの支援（再掲）

<b>主要施策</b>	<b>2-3 地域活動の拠点づくりの推進</b>
-------------	--------------------------

<b>施策の方向性</b>	<b>(1) 老人福祉センターの充実</b>
---------------	------------------------

○ **サークル活動の地域展開 【高齢者いきいき課】**

老人福祉センターでは、講座や教室等が起点となり、より内容を深めたり、趣味が合う者同士が集まりサークル活動に発展することもあります。このサークル活動を持続的かつ自主的な活動へと導くため、老人福祉センターの中での活動に留めることなく、地域の活動へと展開するような仕組みづくりに取り組めます。

○ **センター利用者の新規開拓 【高齢者いきいき課】**

老人福祉センターでは、既存の利用者に対して施設利用のアンケートをしながら、満足度のいく利用に取り組んでいます。一方、新規の利用者を開拓するため、新たな講座や教室等を企画するとともに、内容の充実を図り、利用しやすい環境づくりを目指します。

○ **老人福祉センターの新設・運営 【高齢者いきいき課】**

老人福祉センターは、高齢者の生きがいつくりと健康づくりの拠点の役割を担っています。地域における高齢者の福祉の増進を図るため、老人福祉センターが設置されていない腰越地域での施設の早期開設に向けた取組を進めています。

**【主な取組】**

- 腰越地域の老人福祉センターの整備

### 第3節

基本方針3	健康づくりと介護予防の推進
-------	---------------

主要施策	3-1 健康づくり事業の推進
------	----------------

施策の方向性	(1) 健康に関する普及啓発
--------	----------------

#### ○ 健康づくりに関する普及啓発 【市民健康課】

保健師や管理栄養士による各種相談や、自治会等地域でのイベントへ出向き、健康の維持・増進、生活習慣病予防に関する適切な情報や学習機会の提供を行い、健康づくりに関する普及啓発に努めます。

##### 【主な取組】

- 健康相談・健康教育の実施
- 地域での健康づくり事業の推進
- 食育事業の推進
- インフルエンザ予防対策の推進

施策の方向性	(2) 生活習慣病予防と疾病の早期発見
--------	---------------------

#### ○ 生活習慣病予防と疾病の早期発見 【市民健康課】

40歳～74歳の鎌倉市国民健康保険被保険者にはメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導を、75歳以上の人に対しては後期高齢者健康診査を実施し、生活習慣病の発症・重症化の予防を通じてQOL（生活の質）の維持・向上に努めます。

併せて、各種がん検診等も実施し、疾病の早期発見、早期治療に結びつけることにより、健康の維持・増進を図ります。

##### 【主な取組】

- 特定健康診査・特定保健指導の実施
- 後期高齢者健康診査の実施
- 各種がん検診等の実施
- 歯周疾患検診の実施

**主要施策****3-2 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進****施策の方向性****(1) 介護予防・生活支援サービス事業の推進****○ 介護予防・生活支援サービス事業\*の推進 【高齢者いきいき課】**

要支援者または基本チェックリストにより支援が必要と判定された人に対して、平成29年4月までに介護予防・生活支援サービス事業を実施します。

事業の実施に合わせて、要支援者に対する訪問介護・通所介護を当該事業に移行しますが、移行後も既存の訪問介護・通所介護事業所が提供するサービスが受けられます。これらのほかに、NPO、ボランティア及びコミュニティなどによる多様なサービスの提供体制を構築します。

なお、要支援者に対する介護給付のうち訪問介護・通所介護以外の給付（例：介護予防訪問看護、介護予防福祉用具貸与等）については、これまでどおりの制度で行います。

**【主な取組】**

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- その他の生活支援サービス
- 介護予防ケアマネジメント

**施策の方向性****(2) 一般介護予防事業の推進****○ 一般介護予防事業の推進 【市民健康課】**

年齢や心身の状況などに係わらず、身近なところで、人と人のつながりを通じて介護予防活動に取り組めるよう、住民主体の交流拠点の充実や専門職の派遣など、地域づくりの取組を強化します。

**【主な取組】**

- 介護予防把握事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 介護予防普及啓発事業

## 第4節

基本方針4	住みなれた地域や家で生活できる環境の整備
-------	----------------------

主要施策	4-1 安心して暮らせる生活環境の確保
------	---------------------

施策の方向性	(1) 高齢者向け住宅の整備
--------	----------------

### ○ 高齢者が住み続けられるための住宅施策 【建築住宅課】

高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、住宅改修への支援や賃貸住宅の安定した確保など、高齢者が本市に暮らし続けることができる住宅施策を推進します。

#### 【主な取組】

- 市営住宅の計画的建替えによる住宅の確保
- 借上市営住宅の確保
- 高齢者向け住宅施策の推進
- 住まい探しサポーター制度の導入
- 住宅紹介・相談・情報提供サービスの充実
- バリアフリーリフォーム制度への支援
- リフォーム施工業者の育成と登録制度の創設
- 住み替え住宅の建設誘導
- グループリビングに対する支援
- 市営住宅への社会福祉施設の併設

### ○ 住宅部門との連携 【高齢者いきいき課】

高齢者が安全・安心な生活環境で住み続けられるよう住宅部門との連携を図ります。

施策の方向性	(2) 介護保険施設等の整備
--------	----------------

### ○ 介護保険施設等の整備 【高齢者いきいき課】

住みなれた地域や家で可能な限り生活できるよう地域包括ケアシステムの構築を図っているところですが、在宅での生活が困難な高齢者を支える入所施設として、介護保険施設等の一定の整備を行っていく必要があります。

整備すべき施設は、特別養護老人ホーム等介護保険施設とグループホーム等

地域密着型サービス施設があり、計画的に整備を行っていきます。

整備量については、「第5章介護保険制度の状況 - 1 サービス基盤の整備のために」を参照ください。

**【整備する施設】**

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護専用型以外の特定施設（介護付有料老人ホームを含む）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

<b>施策の方向性</b>	<b>（3）その他の施設サービス</b>
---------------	----------------------

○ **その他の施設サービス 【高齢者いきいき課】**

心身の状況を含めどのような生活を送っていききたいかなど、自分のライフスタイルにあった適切な施設を利用できるよう施設の情報提供に取組みます。

**【主な施設】**

- 介護老人保健施設
- 軽費老人ホーム
- 住宅型有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅\*
- 介護療養型医療施設
- 地域密着型特定施設

<b>主要施策</b>	<b>4-2 高齢者にやさしいまちづくりの推進</b>
-------------	-----------------------------

<b>施策の方向性</b>	<b>（1）買物支援サービス等の情報提供</b>
---------------	--------------------------

○ **買物支援サービス等の情報提供 【高齢者いきいき課】**

商店街の衰退や店舗の閉店、郊外型の大型店の進出、高齢化により外出が困難などにより、食料品等の日常の買い物が困難な状況になる買い物弱者が増えています。

高齢者の買い物が困難にならないよう、店舗による食料品等の配送サービス情報の提供を行っていきます。

○ **福祉有償運送サービスの充実 【高齢者いきいき課】**

福祉有償運送は、公共交通機関を利用して移動することができない要支援・要介護の認定を受けている人等を対象に、通院・通所・買い物などの際、有償で行う車両による送迎サービスです。

福祉有償運送事業の普及・利用促進に向けて周知を図ります。

【主な取組】

- 福祉有償運送事業の周知（再掲）
- 横須賀・三浦地区福祉有償運送市町共同運営協議会への参画

○ **鎌倉市交通マスタープランにおける交通体系整備 【交通計画課】**

人と環境にやさしい交通環境の向上を図り、高齢者が安心して歩け、安全で快適に移動できる交通環境の整備を図ります。

【主な取組】

- 鎌倉の将来の活力を創造する交通環境の整備
- 古都鎌倉の歴史性をいかした交通需要管理施策の推進
- 幹線道路網の強化などによる住宅地での居住環境の保全
- 安全で快適にだれもが使いやすい交通施設の整備

○ **オムニバスタウン計画 【交通計画課】**

オムニバスタウン計画は、バス利用の促進を図ることを目的としていて、市が主体となって計画を策定し、国の指定を受けると国や警察庁の一体的な支援を受けることができます。

鎌倉市では、平成10年度に計画案を策定し、平成11年度に全国で5番目のオムニバスタウンとして指定されています。

【主な取組】

- 利用者の立場に立ったバスサービスの充実
- 公共交通機関相互の連携が図られたバス交通体系の実現
- バス走行環境の総合的向上
- 移動制約者が利用しやすいバス交通の実現
- 環境負荷が小さなバス交通の実現
- バス利用促進に向けた意識の高揚

<b>主要施策</b>	<b>4-3 防犯・防災体制の整備</b>
-------------	-----------------------

<b>施策の方向性</b>	<b>(1) 消費者相談の充実</b>
---------------	---------------------

○ **鎌倉市消費生活センターの周知・活用** 【市民相談課】

消費生活センターは、消費者と事業者の間に情報の質、量、交渉力等の格差があることから、消費者から苦情相談を受け、事業者とのあっせん、調停などを行い、消費者被害の回復を支援するとともに、少人数でも講師を派遣し情報提供をするなど消費者被害発生予防の周知・啓発活動に取り組めます。

【主な取組】

- 消費生活相談の充実
- 出前講座の実施

<b>施策の方向性</b>	<b>(2) 災害時における支援体制の充実</b>
---------------	---------------------------

○ **地域防災計画との連携**

【総合防災課・消防本部・福祉総務課・高齢者いきいき課】

災害が発生した際に、高齢者が安全かつ速やかに避難できるよう、地域防災計画を所管する防災部門との連携を図ります。

【主な取組】

- 施設における避難訓練の充実、日常の備え
- 地域住民と連携した要援護者の避難体制の構築
- 地域の関係機関等との連携体制の構築
- 災害時要援護高齢者緊急受入れ体制の整備

<b>施策の方向性</b>	<b>(3) 防犯情報の提供等</b>
---------------	---------------------

○ **防犯情報の提供** 【市民安全課】

警察と連携し、広報かまくらやホームページ等への掲載、安全安心まちづくり推進ニュースの発行により、防犯情報を提供します。

○ **防犯講話・教室の開催** 【市民安全課】

防犯アドバイザーが、警察及び関係機関等と連携し、老人福祉センターや自治会・町内会において防犯講話・教室を開催します。

## 第5節

基本方針5	介護保険サービスの適切な提供体制の充実
-------	---------------------

主要施策	5-1 介護保険給付サービスの充実
------	-------------------

施策の方向性	(1) 介護（予防）サービスの充実
--------	-------------------

介護保険サービスは、要介護または要支援の認定を受けた人が、あらかじめ介護上の計画を立てた上で事業者から提供されます。在宅の場合は介護給付や介護予防サービス、施設入所の場合は施設サービスが提供されます。

### ○ 介護給付（居宅）サービス 【高齢者いきいき課】

要介護1～5までの認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、心身機能が低下していても、住みなれた地域で生活できるよう、介護給付サービスを充実します。

#### 【サービスの種類】

- 居宅介護支援
- 訪問介護
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 通所介護
- 通所リハビリテーション
- 短期入所生活介護
- 短期入所療養介護
- 特定施設入居者生活介護
- 福祉用具貸与

### ○ 介護予防サービス 【高齢者いきいき課】

要支援1、2の認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、日常生活を送る上で、「自立」に向けた生活が送れるように支援します。

#### 【サービスの種類】

- 介護予防支援
- 介護予防訪問介護（※）

- 介護予防訪問入浴介護
- 介護予防訪問看護
- 介護予防訪問リハビリテーション
- 介護予防居宅療養管理指導
- 介護予防通所介護（※）
- 介護予防通所リハビリテーション
- 介護予防短期入所生活介護
- 介護予防短期入所療養介護
- 介護予防特定施設入居者生活介護
- 介護予防福祉用具貸与

※介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、平成29年4月までに本市が行う介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになります。

#### ○ 施設サービス 【高齢者いきいき課】

要介護の認定を受けた人が利用できるサービスで、施設に入所し、日常生活上の援助や機能訓練などを行います。

##### 【サービス提供施設】

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

#### ○ その他の介護保険サービス 【高齢者いきいき課】

要介護または要支援の認定を受けた人が在宅で利用できるサービスで、福祉用具の購入や住宅改修に対して保険給付します。

##### 【主な取組】

- 特定福祉用具購入費の支給
- 特定介護予防福祉用具購入費の支給
- 住宅改修費の支給
- 介護予防住宅改修費の支給

<b>施策の方向性</b>	<b>（２）地域密着型サービスの充実</b>
---------------	------------------------

#### ○ 地域密着型サービスの充実 【高齢者いきいき課】

要介護または要支援の認定を受けた人が住みなれた地域で介護サービスを受けられるよう、介護保険の地域密着型サービスを整備・充実します。

### 【サービスの種類】

- 認知症対応型通所介護
- 小規模多機能型居宅介護
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入居者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型通所介護（※）

※平成28年4月以降、定員18人以下の通所介護事業所は、地域密着型通所介護事業所となり、本市が指定・指導・監督等を行います。

<b>主要施策</b>	<b>5-2 介護保険制度の適切な運営の確保</b>
-------------	----------------------------

<b>施策の方向性</b>	<b>(1) 介護保険サービスの質の確保と人材養成</b>
---------------	-------------------------------

利用者一人ひとりに対応した質の良いサービスを提供するため、介護サービスの質の確保と人材の養成、支援を行います。

#### ○ 事業者に対する研修や指導 【高齢者いきいき課】

介護保険制度の適切な運営を行うため、事業者を指導するほか、人材養成に努めます。

##### 【主な取組】

- 市が主催する研修会の開催、ホームページを活用した資料提供、制度や運用上の解釈に関する助言
- 職員研修・更新研修（介護支援専門員）・事例研究会などの開催に関する情報提供
- 介護サービス事業者の参入支援や情報提供など、介護サービス事業者に対する支援の促進
- 介護相談員派遣事業の実施
- 介護サービス事業者の集団指導及び実地指導の強化
- 介護従事者のキャリアアップやヘルパー養成講座の情報提供

○ **利用者本位のサービスの提供** 【高齢者いきいき課】

サービス内容や経営状況などの情報を事業者が直接提供したり、外部評価の導入・実施を通して市内事業者の情報を提供することにより、サービス利用者が自らの判断で事業者を選択できる環境を整えます。

【主な取組】

- サービス内容や経営状況など情報の充実
- サービスに関する苦情・相談体制の充実

<b>施策の方向性</b>
---------------

<b>(2) 介護給付適正化の推進</b>
-----------------------

○ **事業者による適切なサービスの提供** 【高齢者いきいき課】

介護保険制度を適正に運営していくために、介護給付の適正化の取組を効果的かつ効率的に推進します。

【主な取組】

- 認定調査状況などのチェックによる要介護認定の適正化の推進
- ケアプラン点検や住宅改修点検によるマネジメントの適切化
- 医療情報との突合を行うなどサービス提供体制及び介護報酬の適正化の推進
- 介護給付費通知の送付
- 事業者指導の実施
- 事業者向け研修会の開催

## 第5章 介護保険制度の状況

### 1 サービス基盤整備のために

#### ○ 介護保険施設の整備量の目標

平成26年度までの整備状況や事業者の整備意向、入所待機者数などを参考に整備量を見込み、利用定員総数（床数）の目標を定めました。なお、介護療養型医療施設は平成29年度末の廃止が予定されています。

#### ● 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用定員総数	663	693	773	863

#### ● 介護老人保健施設（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用定員総数	460	460	460	460

#### ● 介護療養型医療施設（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用定員総数	63	63	63	63

#### ● 介護専用型以外の特定施設（有料老人ホームを含む）（単位：人）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用定員総数	587	587	587	687

#### ○ 地域密着型サービスの整備量の目標

平成26年度までの整備状況や事業者の整備意向、サービス提供量などを参考に整備量を見込みました。表中の数値は、延事業所数または利用定員総数です。

#### ● 認知症対応型通所介護（単位：か所）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延事業所数	5	5	6	6

● 小規模多機能型居宅介護 (単位：か所)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延事業所数	6	6	7	8

● 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用定員総数	187	187	205	223
鎌倉地域	73	73	73	73
腰越地域	0	0	18 (※)	
深沢地域	87	87	87	87
大船地域	27	27	27	27
玉縄地域	0	0	18 (※)	

※ 腰越地域及び玉縄地域においては、平成28年度または平成29年度のいずれかの年度において、18人定員の施設を整備することを目標とします。

● 地域密着型特定施設入居者生活介護 (単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用定員総数	28	28	28	28
鎌倉地域	0	0	0	0
腰越地域	0	0	0	0
深沢地域	0	0	0	0
大船地域	28	28	28	28
玉縄地域	0	0	0	0

● 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (単位：か所)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延事業所数	1	2	2	2

● 看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス) (単位：か所)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延事業所数	1	1	2	2

● 地域密着型介護老人福祉施設 (単位：人)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用定員総数	0	0	0	0

## 2 介護保険サービス利用者数等の状況

認定者数、利用者数及び給付費の推移をまとめました。

認定者数は平成26年度までが実績値、平成27年度以降は推計値であり、利用者数及び給付費は平成25年度までが実績値、平成26年度以降は推計値となっています。

○ 要支援・要介護認定者数の推移 (単位：人)

	平成 12 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 24 年度
認定者数	3,314	5,816	7,049	7,492	8,780

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
認定者数	9,430	9,869	10,073	10,313	10,568

※ 各年度 9 月 30 日現在の認定者数です。

○ 利用者数の推移 (延人数) (単位：人)

	平成 12 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 24 年度
居宅サービス	19,865	42,577	49,675	54,315	65,902
地域密着型サービス			1,753	2,324	3,805
施設サービス	6,585	10,617	11,962	12,818	14,298
介護サービス全体	26,450	53,194	63,390	69,457	84,005

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス	71,254	75,743	80,136	76,209	78,953
地域密着型サービス	4,584	5,212	5,942	11,201	12,366
施設サービス	14,149	14,489	15,923	16,608	17,139
介護サービス全体	89,987	95,444	102,001	104,018	108,458

## ○ 給付費の推移

(単位：千円)

	平成 12 年度	平成 15 年度	平成 18 年度	平成 21 年度	平成 24 年度
居宅サービス	1,679,109	3,776,148	4,248,210	5,318,837	6,589,407
地域密着型 サービス			393,234	484,433	756,160
施設サービス	2,203,088	3,292,289	3,150,485	3,413,426	3,915,027
居宅介護支援	144,277	355,043	484,849	540,954	753,829
その他給付等	9,844	49,799	398,583	514,004	631,888
介護サービス 全体	4,036,318	7,473,279	8,675,361	10,271,654	12,646,311

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス	7,076,661	7,525,087	7,958,572	7,565,240	7,840,795
地域密着型 サービス	922,564	1,049,012	1,196,375	2,255,236	2,489,576
施設サービス	3,850,461	3,943,601	4,335,195	4,520,439	4,667,049
居宅介護支援	733,319	760,669	724,201	720,034	748,367
その他給付等	646,708	681,706	775,091	809,531	859,352
介護サービス 全体	13,229,713	13,960,075	14,989,434	15,870,480	16,605,139

※ その他給付等の項目は、特定入所者介護（予防）サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費及び審査支払手数料を集計しています。

### 3 介護保険事業量の見込み

平成25年度までの実績、今後の高齢者数や要介護（支援）認定者数などの推計値をもとに、事業量を見込みました。

なお、以下に記載する数値は、1年間の延べ数となっています。

#### (1) 介護予防サービス事業量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防サービス			
介護予防訪問介護（※）	7,896人	8,196人	4,224人
介護予防訪問入浴介護	30回	36回	42回
介護予防訪問看護	2,917回	3,911回	4,220回
介護予防訪問リハビリテーション	1,474回	1,664回	1,750回
介護予防居宅療養管理指導	948人	1,044人	1,188人
介護予防通所介護（※）	7,272人	7,656人	4,464人
介護予防通所リハビリテーション	2,016人	2,532人	3,108人
介護予防短期入所生活介護	416日	427日	430日
介護予防短期入所療養介護	154日	166日	184日
介護予防福祉用具貸与	4,332人	4,704人	5,304人
特定介護予防福祉用具購入費	228人	228人	240人
介護予防住宅改修費	348人	360人	372人
介護予防特定施設入居者生活介護	948人	1,020人	1,116人
地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護	54回	72回	120回
介護予防小規模多機能型居宅介護	144人	144人	168人
介護予防認知症対応型共同生活介護	24人	36人	48人
介護予防支援	15,684人	16,368人	17,724人

※ 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、平成29年4月までに地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に移行を開始し、平成30年3月までに移行を完了させるため、平成29年度の見込量が前年度に比べて減少しています。

(2) 介護給付サービス事業量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス			
訪問介護	339,216 回	348,744 回	357,804 回
訪問入浴介護	15,288 回	16,181 回	16,614 回
訪問看護	64,145 回	70,232 回	75,554 回
訪問リハビリテーション	32,952 回	39,132 回	48,521 回
居宅療養管理指導	64,368 人	67,272 人	71,028 人
通所介護 (※)	200,752 回	108,404 回	117,630 回
通所リハビリテーション	63,214 回	69,689 回	76,397 回
短期入所生活介護	59,173 日	61,384 日	64,675 日
短期入所療養介護	17,735 日	19,586 日	21,599 日
福祉用具貸与	32,136 人	34,704 人	36,900 人
特定福祉用具購入費	696 人	708 人	708 人
住宅改修費	696 人	732 人	768 人
特定施設入居者生活介護	7,416 人	8,136 人	8,652 人
地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	264 人	384 人	540 人
夜間対応型訪問介護	0 人	0 人	0 人
認知症対応型通所介護	10,445 回	12,024 回	12,743 回
小規模多機能型居宅介護	2,136 人	2,652 人	3,156 人
認知症対応型共同生活介護	2,016 人	2,220 人	2,364 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	336 人	336 人	336 人
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	36 人	36 人	36 人
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	204 人	264 人	336 人
地域密着型通所介護 (※)		108,404 回	117,630 回
介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設	9,360 人	10,080 人	10,560 人
介護老人保健施設	6,360 人	6,480 人	6,600 人
介護療養型医療施設	540 人	540 人	516 人
居宅介護支援	46,332 人	46,272 人	47,916 人

※ 平成28年4月から、定員18人以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護事業所として指定されるため、「通所介護」について平成28年度の見込量が前年度に比べて減少することになり、新たに「地域密着型通所介護」の事業量を見込んでいます。

## 4 介護保険給付費の見込み

平成25年度までの実績、今後の高齢者数や要介護（支援）認定者数などの推計値をもとに、介護給付費や地域支援事業費を見込みました。

### (1) 介護予防給付費の見込み

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防サービス	613,095	674,563	536,450
介護予防訪問介護 (※)	126,314	130,047	68,142
介護予防訪問入浴介護	235	280	331
介護予防訪問看護	13,243	17,711	19,271
介護予防訪問リハビリテーション	4,268	4,789	5,032
介護予防居宅療養管理指導	9,753	10,720	12,221
介護予防通所介護 (※)	243,507	269,885	148,059
介護予防通所リハビリテーション	76,928	94,341	114,185
介護予防短期入所生活介護	3,108	3,185	3,216
介護予防短期入所療養介護	725	748	828
介護予防福祉用具貸与	18,228	19,655	22,071
特定介護予防福祉用具購入費	4,063	4,077	4,121
介護予防住宅改修費	34,955	36,145	37,373
介護予防特定施設入居者生活介護	77,768	82,980	101,600
地域密着型介護予防サービス	15,534	19,071	23,573
介護予防認知症対応型通所介護	245	323	520
介護予防小規模多機能型居宅介護	9,611	10,291	11,778
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,678	8,457	11,275
介護予防支援	71,934	74,507	80,675
介護予防給付費計	700,563	768,141	640,698

※ 「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」については、平成29年4月までに地域支援事業のうち介護予防・日常生活支援総合事業に移行を開始し、平成30年3月までに移行を完了させるため、平成29年度の見込額が前年度に比べて減少しています。

## (2) 介護給付費の見込み

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス	7,345,477	6,890,677	7,304,345
訪問介護	1,646,339	1,657,984	1,688,461
訪問入浴介護	185,709	195,177	200,404
訪問看護	314,362	340,595	365,113
訪問リハビリテーション	97,218	114,637	142,107
居宅療養管理指導	211,864	219,878	231,230
通所介護 (※)	1,647,143	882,573	955,922
通所リハビリテーション	569,010	618,356	673,181
短期入所生活介護	510,992	525,554	555,595
短期入所療養介護	190,676	208,961	227,380
福祉用具貸与	438,284	464,350	486,730
特定福祉用具購入費	19,359	19,653	20,154
住宅改修費	65,267	67,889	71,675
特定施設入居者生活介護	1,449,254	1,575,070	1,686,393
地域密着型サービス	1,180,841	2,236,165	2,466,003
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	26,415	36,593	49,067
夜間対応型訪問介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	128,654	145,447	154,635
小規模多機能型居宅介護	380,793	465,880	555,593
認知症対応型共同生活介護	544,983	596,719	634,361
地域密着型特定施設入居者生活介護	68,143	67,669	67,663
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	8,332	8,274	8,273
看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	23,521	33,010	40,489
地域密着型通所介護 (※)		882,573	955,922
介護保険施設サービス	4,335,195	4,520,439	4,667,049
介護老人福祉施設	2,400,553	2,566,995	2,689,602
介護老人保健施設	1,735,397	1,755,586	1,788,498
介護療養型医療施設	199,245	197,858	188,949
居宅介護支援	652,267	645,527	667,692
介護給付費計	13,513,780	14,292,808	15,105,089

※ 平成28年4月から、定員18人以下の通所介護事業所は地域密着型通所介護事業所として指定されるため、「通所介護」について平成28年度の見込額が前年度に比べて減少することになり、新たに「地域密着型通所介護」の給付を見込んでいます。

## (3) その他給付費等の見込み

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
特定入所者介護（予防）サービス費	398,922	400,489	418,828
高額介護サービス費	294,000	313,000	333,000
高額医療合算介護サービス費	70,000	80,000	90,000
審査支払手数料費	12,169	16,042	17,524
その他給付費等計	775,091	809,531	859,352

## (4) 地域支援事業費用額の見込み

(単位:千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防・日常生活支援総合事業費（※）	21,844	26,000	246,886
包括的支援事業・任意事業費	212,754	249,754	280,754
地域支援事業費計	234,598	275,754	527,640

※ 要支援者に対する訪問介護・通所介護が、平成29年4月までに「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行開始され、平成30年3月までに移行完了となるため、平成29年度の見込額が前年度に比べて増加しています。

## (5) 介護保険第1号被保険者の保険料

## ア 給付費の推計

## ○ 標準給付費

(単位:円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
総給付費	14,214,343,488	15,060,948,943	15,745,787,377	45,021,079,808
特定入所者介護サービス費等給付額	398,921,370	400,489,200	418,828,094	1,218,238,664
高額介護サービス費等給付額	294,000,000	313,000,000	333,000,000	940,000,000
高額医療合算介護サービス費等給付額	70,000,000	80,000,000	90,000,000	240,000,000
審査支払手数料	12,169,000	16,042,000	17,524,000	45,735,000
標準給付費見込額 (A)	14,989,433,858	15,870,480,143	16,605,139,471	47,465,053,472

## ○ 地域支援事業費

(単位:円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	21,844,000	26,000,000	246,886,000	294,730,000
包括的支援事業・任意事業費	212,754,000	249,754,000	280,754,000	743,262,000
地域支援事業費 (B)	234,598,000	275,754,000	527,640,000	1,037,992,000

イ 保険料の算出

- ① 標準給付費見込額（A）に地域支援事業費（B）を加えた額に22%を乗じて、第1号被保険者負担分相当額（C）を算出する。
- ② この額に国の調整交付金相当額（D）を加え、調整交付金見込額（E）と介護給付等準備基金取崩額（F）を減じて、保険料収納必要額（G）を算出する。
- ③ 保険料収納必要額（G）を予定保険料収納率（H）で除し、保険料賦課総額（I）を算出する。
- ④ 保険料賦課総額（I）を、所得段階を考慮して補正した被保険者数（J）及び12か月で除し、保険料（基準月額）（K）を算出する。
- ⑤ この額に12か月を乗じて、保険料（年額）（L）を算出する。



	3年間の総額等
標準給付費見込額（A）	47,465,053,472円
地域支援事業費（B）	1,037,992,000円
① 第1号被保険者負担分相当額（ $C = (A + B) \times 22\%$ ）	10,670,670,004円
調整交付金相当額（D）	2,373,252,674円
調整交付金見込額（E）	1,759,219,000円
介護給付等準備基金取崩額（F）	600,000,000円
② 保険料収納必要額（ $G = C + D - E - F$ ）	10,684,703,678円
予定保険料収納率（H）	98.30%
③ 保険料賦課総額（ $I = G / H$ ）	10,869,484,922円
所得段階別加入割合補正後被保険者数（3年間の延べ人数）（J）	175,203人
④ 保険料（基準月額）（ $K = I / J / 12$ ）	5,170円
⑤ 保険料（年額）（ $L = K \times 12$ ）	62,040円

○ 第6期介護保険料

			平成27年度～平成29年度			
			段階	基準額 割合	月額	年額
生活保護受給者、非課税世帯の老齢福祉年金受給者、 または非課税世帯で本人の課税年金収入＋合計所得金 額が80万円以下			第1段階	(0.425) 0.475	(2,198円) 2,456円	(26,376円) 29,472円
本人が市民税 非課税で	世帯全員 が市民税 非課税	本人の課税年金収入＋合 計所得金額が80万円超120 万円以下	第2段階	0.625	3,232円	38,784円
		本人の課税年金収入＋合 計所得金額が120万円超	第3段階	0.65	3,361円	40,332円
	同じ世帯 に市民税 課税者が いる	本人の課税年金収入＋合 計所得金額が80万円以下	第4段階	0.90	4,653円	55,836円
		本人の課税年金収入＋合 計所得金額が80万円超	第5段階 (基準額)	1.00	5,170円	62,040円
本人が市民税 課税で	本人の合計所得金額が120万円未満		第6段階	1.125	5,817円	69,804円
	本人の合計所得金額が 120万円～160万円未満		第7段階	1.20	6,204円	74,448円
	本人の合計所得金額が 160万円～190万円未満		第8段階	1.25	6,463円	77,556円
	本人の合計所得金額が 190万円～290万円未満		第9段階	1.40	7,238円	86,856円
	本人の合計所得金額が 290万円～350万円未満		第10段階	1.60	8,272円	99,264円
	本人の合計所得金額が 350万円～500万円未満		第11段階	1.70	8,789円	105,468円
	本人の合計所得金額が 500万円～700万円未満		第12段階	1.80	9,306円	111,672円
	本人の合計所得金額が 700万円～1,000万円未満		第13段階	2.00	10,340円	124,080円
	本人の合計所得金額が 1,000万円～1,500万円未満		第14段階	2.25	11,633円	139,596円
	本人の合計所得金額が 1,500万円～2,500万円未満		第15段階	2.50	12,925円	155,100円
	本人の合計所得金額が2,500万円以上		第16段階	2.70	13,959円	167,508円

※ 第6期介護保険料のうち、第1段階については、平成27年度に入り公費を投入した負担軽減制度が創設されたため、軽減後の第1段階の基準割合・月額・年額はカッコ内の数字に変更となります。(平成27年4月13日)

# 計画策定のための体制と進行管理

## 1 計画策定のための体制

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するため、平成 25 年 3 月に公募の市民、保健・医療・福祉関係者及び学識経験者で構成される「鎌倉市高齢者保健福祉計画等推進委員会」を設置しました。平成 25 年 7 月から要綱に基づく委員会から条例に基づく委員会とし、名称を「鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会」としました。8 回にわたり計画の内容について意見や提言をいただきながら検討を進め、その後神奈川県との協議を経て計画を策定しました。

### 鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会の開催状況

第 1 回 平成 25 年 3 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・鎌倉市高齢者保健福祉計画平成 23 年度推進状況について</li><li>・「鎌倉市高齢者保健福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）」の概要について</li></ul>
第 2 回 平成 25 年 7 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・鎌倉市高齢者保健福祉計画平成 24 年度実績について</li><li>・次期鎌倉市高齢者保健福祉計画策定に伴う市民アンケートについて</li></ul>
第 3 回 平成 25 年 10 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険制度の動向について</li><li>・次期鎌倉市高齢者保健福祉計画策定に伴う市民アンケートについて</li></ul>
第 4 回 平成 25 年 11 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・次期鎌倉市高齢者保健福祉計画策定に伴う市民アンケートについて</li></ul>
第 5 回 平成 26 年 8 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民アンケートの結果について</li><li>・次期鎌倉市高齢者保健福祉計画骨子（案）について</li></ul>
第 6 回 平成 26 年 10 月 9 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成 25 年度実績報告について</li><li>・介護保険制度改正の概要について</li><li>・次期高齢者保健福祉計画素案について</li></ul>
第 7 回 平成 26 年 11 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・次期高齢者保健福祉計画（案）について</li><li>・パブリックコメントについて</li></ul>
第 8 回 平成 27 年 2 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"><li>・次期高齢者保健福祉計画（案）の前回委員会からパブリックコメントまでに修正した内容について</li><li>・意見募集（パブリックコメント）の結果について</li><li>・次期高齢者保健福祉計画（案）の修正について</li></ul>

鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会委員名簿

平成 27 年 2 月 28 日 現在 (敬称略)

氏 名	所 属
大 隅 利 啓	市民委員
◎太 田 貞 司	聖隷クリストファー大学大学院
沖 田 俊 昭	鎌倉市老人クラブ連合会
金 川 剛 文	社会福祉法人 鎌倉市社会福祉協議会
桑 山 英 子	市民委員
坂 村 昭 彦	鎌倉市歯科医師会
重 松 美智子	神奈川県鎌倉保健福祉事務所
田 尻 充	鎌倉市社会福祉協議会施設部会
角 田 孝 子	鎌倉市民生委員児童委員協議会
長 津 雅 則	鎌倉市薬剤師会
根 本 恵三子	市民委員
深 山 秀 男	鎌倉市自治町内会総連合会
湯 浅 章 平	鎌倉市医師会
渡 邊 武 二	かまくらりんどうの会
○渡 部 月 子	神奈川県立保健福祉大学大学院

◎・・・委員長 ○・・・副委員長

## 2 計画の進行管理

### (1) 鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会

学識経験者、医療関係団体、高齢者・福祉団体、社会福祉協議会、民生委員児童委員、自治会・町内会、市民、関係行政機関などにより構成する鎌倉市高齢者保健福祉計画推進委員会を設置・運営し、高齢者保健福祉計画の進行管理及び評価を行うとともに、次期計画策定に向けた調査・審議など、高齢者福祉施策の総合的、計画的な推進を図ります。

### (2) 鎌倉市高齢者保健福祉計画実績報告書

「鎌倉市高齢者保健福祉計画実績報告書」を毎年度発行し、高齢者保健福祉計画搭載の各事業の前年度実施状況、事業の点検・評価などを行います。

重点施策については、計画期間での進捗状況も含めた評価を行います。

各評価により、必要に応じて、施策や事業の改善や見直しを行います。

### (3) 市民・高齢者の声やニーズの把握

懇談会、パブリックコメント、ホームページ、アンケート調査など、様々な機会や手法を通じて、市民・高齢者の意向やニーズを常に収集・把握し、高齢者の実態やニーズを受け止めた施策・事業を進めます。

## 用語集（五十音順）

### ● NPO

民間非営利組織のこと。「ノン・プロフィット・オーガニゼーション (non-profit organization)」の略。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。

### ● 一般介護予防事業

介護予防は、高齢者が要介護状態になることの予防や、要介護状態の悪化の防止を目的として行うもの。一般介護予防とは、高齢者を年齢や心身の状態で分け隔てせず、また単に心身機能を改善することを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会参加を促し、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上をめざすもの。

### ● 介護予防・生活支援サービス事業

平成 27 年度の介護保険制度改正による新しい事業で、要支援認定者や基本チェックリスト該当者を対象に、従来の要支援認定者に対する訪問介護や通所介護などが含まれる。実施主体は市区町村。平成 29 年度までに本事業に移行する。

本事業で行われる「訪問型サービス」及び「通所型サービス」においては、現行の訪問介護及び通所介護に相当するサービスのほか、「緩和した基準によるサービス」、「住民主体による支援」、「短期集中予防サービス」、「移動支援」という多様なサービスの実施が国から示されている。

### ● 基本チェックリスト

介護予防・生活支援サービス事業だけを利用する際に、介護認定審査会による審査などを経ず、簡便にサービスにつなぐために使用する 25 項目からなる調査票。本人との面談により身体等の状況や利用したいサービスを確認するもの。訪問看護や福祉用具貸与等の予防給付を利用する際には、別途要介護認定が必要となる。

### ● 協議体

市区町村が主体となり、各地域における生活支援コーディネーターと介護予防・生活支援サービスの提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携の場として、中核となるネットワーク。

## ● ケアマネジャー（介護支援専門員）

要介護認定者に対し、一人ひとりのニーズや状態に則して、保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるようにする専門家。

ケアプラン（居宅サービス計画）を作成し、サービス利用について居宅サービス事業者との調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行う。

## ● 高齢者虐待

高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること。具体的には、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待に区分される。

## ● コーホート要因法

年齢別の人口の加齢にともなって生じる経年の変化を、人口の増減を決定する出生、死亡、社会移動（転入、転出）ごとに個別に推計し、その結果を合成して将来における人口を推計する方法。

## ● サービス付き高齢者向け住宅

増え続ける高齢者の単身者や夫婦のみの世帯の孤立化を防ぐため、介護・医療と連携して見守りなどの生活支援サービスを提供する施設。バリアフリー対応の住宅であり、少なくとも日中はケアの専門家が常駐し様々な相談に対応する。

## ● 自助・互助・共助・公助

自助は、自ら働き、得た収入等により生活し、自分のことは自分ですること。

互助は、近所の助け合いや住民組織、ボランティア等による相互扶助。

共助は、介護保険のような社会保険制度及びサービス。

公助は、福祉・保健・医療等の施策に基づく行政による支援。

## ● 社会福祉協議会

社会福祉法に基づいて、全国・都道府県・市区町村に設置されている民間団体で、地域で福祉活動を行う住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関など様々な団体と連携を図りながら、地域福祉を推進する中心的役割を担う。

## ● シルバー人材センター

健康で働く意欲を持ち、臨時的かつ短期的就業を希望する高齢者のために、経験や技能を活かした就業機会を提供し、生きがいの充実や福祉の増進を図るとともに、活力のある地域社会づくりに貢献することを目的とした法人。

## ● 生活支援コーディネーター

高齢者の介護予防・生活支援サービスの体制整備を推進することを目的とし、地域において、サービスの提供体制の構築に向けた資源開発やネットワーク構築の役割を担う人。

## ● 成年後見制度

認知症などで判断能力が十分でない高齢者等の権利を保護する制度。

### 【鎌倉市成年後見センター】

認知症等により判断能力が十分でない者が成年後見制度を円滑に利用できるよう、成年後見制度の利用促進及び周知・啓発を図ることを目的に設置。権利擁護に関する相談及び成年後見制度の利用に係る各種手続きに関する助言及び講演会・研修会の実施等を行っている。

## ● 地域支援事業

介護保険法に規定されていて、被保険者（介護保険第1号被保険者に限る）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減もしくは悪化防止のために必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く）。市町村が責任主体となり実施する。

平成27年度の介護保険制度改正による「介護予防・生活支援サービス事業」は、地域支援事業の中で行われる。

## ● 地域包括支援センター

地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設（介護保険法第115条の45）。現在、鎌倉市では、鎌倉・大船に各2か所、腰越・深沢・玉縄には各1か所の計7か所設置している。主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員）、社会福祉士、保健師・看護師の三職種を配置し、それぞれの専門性を活かして、互いに協力しながらチームで活動することにより、高齢になっても住みなれた地域で安心してその人らしい生活が送れるようにするために取り組んでいる。

## ● 地域密着型サービス

介護保険制度において、制度見直しにより平成18年4月から新たに創設されたサービス。利用者は、原則として当該市区町村の被保険者に限られ、サービス事業者の指定権限は、保険者（市区町村）が有している。

## ● 地区社会福祉協議会

自治会・町内会や民生委員児童委員協議会を中心とした地域住民が主体となって組織されている任意の団体。鎌倉市では9つの地域に分かれて活動している。

## ● 日常生活圏域

介護サービスの安定的な提供のために、地理的条件、人口、交通事情、介護関係施設の整備状況など、高齢者の日常生活の状況等を総合的に勘案して定められる区域。国では中学校区を単位として想定しているが、鎌倉市では、鎌倉、腰越、深沢、大船、玉縄の5地域を設定している。

## ● 認知症

知能、記憶といった脳の機能が後天的に低下する状態で、うつ病など他の病気と誤解されることもある。また、認知症が起因する人格障害や異常行動を伴う症状の深刻化によって、家族の介護負担の増加も懸念されている。

### 【若年性認知症】

65歳未満で発症する認知症

## ● 民生委員児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき委嘱された人が、地域住民から社会福祉にかかわる相談を受け、支援を行う制度。民生委員は、市区町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者を都道府県知事が厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。なお、児童福祉法における「児童委員」は、民生委員が兼ねることとなっているため、「民生委員児童委員」という呼び方が正式である。

## ● 老人福祉センター

高齢者に関する各種の相談、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための場を総合的に提供する施設。

## 平和都市宣言

われわれは、

日本国憲法を貫く平和精神に基いて、

核兵器の禁止と世界恒久平和の確立のために、

全世界の人々と相協力してその実現を期する。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持つ鎌倉市は、

ここに永久に平和都市であることを宣言する。

昭和33年8月10日

鎌倉市

## 鎌倉市民憲章

制定 昭和48年11月3日

### 前文

鎌倉は、海と山の美しい自然環境とゆたかな歴史的遺産をもつ古都であり、わたくしたち市民のふるさとです。すでに平和都市であることを宣言したわたくしたちは、平和を信条とし、世界の国々との友好に努めるとともに、わたくしたちの鎌倉がその風格を保ち、さらに高度の文化都市として発展することを願い、ここに市民憲章を定めます。

### 本文

- 1 わたくしたちは、お互いの友愛と連帯意識を深め、すすんで市政に参加し、住民自治を確立します。
- 1 わたくしたちは、健康でゆたかな市民生活をより向上させるため、教育・文化・福祉の充実に努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉の歴史的遺産と自然及び生活環境を破壊から守り、責任をもってこれを後世に伝えます。
- 1 わたくしたちは、各地域それぞれの特性を生かし、調和と活力のあるまちづくりに努めます。
- 1 わたくしたちは、鎌倉が世界の鎌倉であることを誇りとし、訪れる人々に良識と善意をもって接します。

鎌倉市高齢者保健福祉計画

平成27年3月

鎌倉市健康福祉部 高齢者いきいき課  
〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

T E L : 0 4 6 7 - 6 1 - 3 8 9 9 (ダイヤルイン)

F A X : 0 4 6 7 - 2 3 - 7 5 0 5

E-mail : [kourei@city.kamakura.kanagawa.jp](mailto:kourei@city.kamakura.kanagawa.jp)